

明治安田損害保険の現状2008

(平成20年度版／平成19年度決算)



明治安田損害保険株式会社

は じ め に

みなさまには、日頃より格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社は、親会社である明治安田生命の生命保険事業とのシナジー効果を発揮して、主に企業・団体のお客さまを中心に特色のある付加価値の高い保険サービスをご提供するため、2005年（平成17年）4月に安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険株式会社の合併により誕生し、3年が経過いたしました。

この間、旧両社が培ってまいりましたノウハウを活かしつつ、これまで以上にお客さまのご期待にお応えできるよう努めてまいりました。

一方で、付随的な保険金の支払漏れ、第三分野商品の不適切な不払い等に係る保険金支払管理態勢面の問題、火災保険料率の適用誤り等に係る保険募集・引受態勢面の問題等をふまえ、信頼回復に向けた各種取組みを行なってまいりました。

引き続き、保険金支払管理態勢をはじめ経営管理態勢、内部管理態勢等の一層の強化に努めるとともに再発防止等に取り組む、一刻も早くお客さまからの信頼回復を行ない、「お客さまを大切にする会社」となるよう努めてまいります。

そのためにも、「お客さまの声」をサービスの改善に積極的に取り入れさせていただき、お客さまの視点に立ったわかりやすい商品・約款等の見直しを進めるなど、保険会社としての「品質」の向上に資する取組みを推進してまいります。

こうした当社の事業活動についてみなさまにご理解をより深めていただくために「明治安田損害保険の現状2008」を作成いたしました。

本誌が、みなさま方に当社をご理解いただくうえで、少しでもお役に立てば幸いに存じます。

今後ともなお一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

会 社 プ ロ フ ィ ー ル

〔 経営方針・企業ビジョン・行動規範 〕

経営方針	
私たちは、お客さまを大切にする会社に徹し、明治安田生命の生命保険事業とのシナジー効果を発揮して、特色のある付加価値の高い保険サービスをご提供することにより、お客さまから信認される損害保険会社を目指してまいります。	
企業ビジョン	
◆ 独自のソリューション提案によるお客さまの事業の安定と、先進の制度提案によるお客さまの団体福祉の充実に貢献する会社	
◆ 新たな市場・価値を創造し、成長しつづける会社	
◆ 働く者すべてが高度な専門性と豊かな業務知識を備え、個人の能力を最大限に発揮できる会社	
行動規範	
◆ 高い倫理観と協働の精神	◆ お客さまへの感謝と責任
◆ 社会への貢献	◆ 自己の成長と発展

〔 会社の特色 〕

当社は、明治安田生命グループの損害保険会社として企業・団体のお客さま向けに、クオリティの高い総合保障サービスをご提供し、確かな安心と豊かさをお届けしてまいります。これまで、企業・団体のお客さまの補償ニーズに幅広くお応えしてまいりました傷害保険分野での商品・サービスをいっそう充実させるとともに、新種保険分野においても、今後、一段と多様化する企業・団体のお客さまの潜在的補償ニーズに的確にお応えできる「リスクソリューション®」*商品等をご提供することなどにより、企業・団体のお客さまのご発展に貢献してまいります。

*明治安田損害保険では、「リスクソリューション®」の商標登録（商標番号：4629633号）を行なっております。

〔 会社概要 〕

- ◆ 名称（商号）：明治安田損害保険株式会社
Meiji Yasuda General Insurance Co., Ltd.
- ◆ 設立：平成8年8月8日
- ◆ 資本金：520億円
- ◆ 総資産：989億円
- ◆ 正味収入保険料：139億円
- ◆ 本社所在地：東京都千代田区神田司町二丁目11番地1
- ◆ 従業員数：154名（従業員には、嘱託、出向受入者を含み、使用人兼務取締役、退職者、臨時雇等は含んでおりません）
- ◆ 代理店数：759店
- ◆ 出資比率：明治安田生命保険相互会社 100%

〔 中期経営計画の概要 〕

当社は、コンプライアンスはもとより広く社会からの要請に対応するべく内部管理態勢の整備を進めるとともに、法人専門損害保険会社として付加価値の高い商品の提供、保険金支払い等のお客さまサービスの適切な遂行を通じてお客さまの満足・信頼度の向上を図り、「お客さまを大切にする会社」として中長期的に持続的な成長を目指すことを企図し、平成20年4月から3ヵ年の中期経営計画をスタートしております。中期経営計画は、次の3つの柱を中心に重点的な実施事項を設定し、取組みを行なっております。

1. お客さま目線・お客さまニーズに即した顧客サポート力の強化
2. 説明責任を果たし、適正募集に資する営業サポート力の強化
3. 経営資源の効率活用を前提とした組織対応力の発揮

目次

I 会社の概況及び組織

5

1 代表的な経営指標	5
2 会社の沿革	7
3 経営の組織	9
4 株主・株式の状況	10
1. 基本事項	10
2. 株主総会議案等	10
3. 株式分布状況及び大株主	11
4. 配当政策	11
5. 資本金の推移	11
6. 最近の新株及び社債の発行	11
5 役員等の状況	12
6 従業員の状況	14
1. 従業員の状況及び平均給与	14
2. 研修制度	14
7 その他	14
1. 情報提供活動	14
2. 社会公共活動	14
3. 業務の代理・事務の代行	15
4. 旧会社におけるご契約について	15
5. 保険会社及びその子会社等の概況	15

II 主要な業務の内容

16

1 保険のしくみ	16
1. 損害保険制度	16
2. 損害保険契約の性格	16
3. 再保険について	16
2 取扱商品	17
1. 販売商品の一覧	17
2. 主な商品の開発・改定状況	19
3 お客さまサービス	20
1. お客さまとのコミュニケーションとサービス向上	20
2. リスクソリューション®サービス	24
4 約款	25
1. 約款の位置づけ	25
2. ご契約時にご留意いただく事項	25
3. 約款に関する情報提供方法	25
5 保険料	26
1. 保険料の取受・返戻	26
2. 保険料率	26
6 保険募集	27
1. 保険の募集とご契約の手続き	27
2. 代理店の役割と業務内容	28
3. 損害保険代理店制度及び募集態勢	28
4. 勧誘方針	29
7 保険金のお支払い	30
1. 保険金お支払いのしくみ	30
2. 保険金の適切なお支払いへの取組み	31

III 会社の運営

32

1 当社に対する行政処分等	32
1. 付随的な保険金の支払漏れに関する行政処分と再発防止策について	32
2. その他の各種調査と点検について（行政処分以外）	33
2 コーポレート・ガバナンス体制	36
3 内部統制環境の整備	36
4 リスク管理体制	39
5 法令等遵守体制	42
1. 行動憲章及び職務遂行基本ルールの策定	42
2. コンプライアンス・マニュアルの作成等	43
3. 社外・社内の監査・検査体制	43
4. 個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）	43
6 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性	47

IV 主要な業務に関する事項

48

1 平成19年度の事業概況	48
2 主要な業務の状況を示す指標（直近5事業年度）	51
3 業務の状況を示す指標	53
(1) 主要な業務の状況を示す指標	53
1. 保険料・一人当たり保険料	53
2. 受再正味保険料の額及び支払再保険料の額	54
3. 解約返戻金	54
4. 正味支払保険金の額及び元受正味保険金の額	55
5. 受再正味保険金の額及び回収再保険金の額	55
6. 保険引受利益	56
7. 公共債の窓販実績	56
(2) 保険契約に関する指標	56
1. 契約者配当	56
2. 正味損害率、正味事業費率及びその合算率	57
3. 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率	57
4. 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	58
5. 出再を行った再保険者の数	58
6. 出再保険料の上位5社の割合	58
7. 出再保険料の格付ごとの割合	58
8. 未収再保険金の額	59
(3) 経理に関する指標	59
1. 保険契約準備金	59
2. 責任準備金積立水準	60
3. 引当金明細表	60
4. 貸付金償却の額	60
5. 資本金等明細表	61
6. 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動	61
7. 事業費の内訳	62
8. 売買目的有価証券運用損益	62
9. 有価証券売却益	62

10. 有価証券売却損	62
11. 有価証券評価損	62
12. 減価償却費明細表	63
13. 不動産・動産の処分損益	63
(4) 資産運用に関する指標	64
1. 資産運用方針	64
2. 現金及び預貯金	64
3. 資産運用の概況	65
4. 利息配当収入の額及び運用利回り	65
5. 資産運用利回り（実現利回り）	66
6. （参考）時価総合利回り	67
7. 海外投融資残高及び利回り	67
8. 商品有価証券	68
9. 保有有価証券	68
10. 保有有価証券利回り	68
11. 有価証券残存期間別残高	69
12. 業種別保有株式	69
13. 貸付金残存期間別残高	70
14. 貸付金担保別内訳	70
15. 貸付金使途別内訳	70
16. 貸付金業種別内訳	71
17. 貸付金企業規模別内訳	71
18. 貸付金地域別内訳	72
19. 有形固定資産	72
20. 支払承諾の残高内訳	72
21. 支払承諾見返の担保別内訳	72
22. 長期性資産	73
23. 公共関係投融資（新規引受ベース）	73
24. 住宅関連融資	73
25. その他資産	73
26. ローン金利	73
(5) 特別勘定に関する指標	74
4 責任準備金の残高の内訳	74
5 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況 （ラン・オフ・リザルト）	74
6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	75

V 財産の状況

76

1 計算書類	76
1. 貸借対照表	76
2. 損益計算書	79
3. 貸借対照表の推移	81
4. 損益計算書の推移	82
5. キャッシュ・フロー計算書	83
6. 株主資本等変動計算書	84
7. 1株当たり当期純利益等	85
8. 1株当たり純資産額	85
9. 一人当たり総資産	85
2 リスク管理債権	85
3 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 （保険金信託業務を行う場合）	85
4 債務者区分に基づいて区分された債権	86
5 保険金等の支払能力の充実の状況 （ソルベンシー・マージン比率） ソルベンシー・マージン比率	87 87
6 時価情報等	88
1. 有価証券に係る時価情報	88
2. 金銭の信託に係る時価情報	89
3. デリバティブ取引情報	89
7 その他	90
8 財務諸表の正確性・内部監査の有効性についての代表者確認書	91

VI 損害保険用語の解説

92

I 会社の概況及び組織

1 代表的な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	年度	平成18年度	平成19年度
正味収入保険料		14,287	13,929
正味支払保険金		5,213	5,437
正味損害率		45.6	44.5
正味事業費率		46.8	52.3
保険引受利益		866	773
経常利益		1,395	1,472
当期純利益		2,395	1,258
ソルベンシー・マージン比率		5,713.7	6,342.6
総資産額		98,371	98,918
純資産額		70,494	72,007
その他有価証券評価差額		273	672

<正味収入保険料>

正味収入保険料は、ご契約者のみなさまからいただいた保険料から、再保険取引に係る保険料を加減、諸戻金を控除し、さらに積立保険料を控除した保険料です。

<正味支払保険金>

正味支払保険金は、元受正味保険金と他の保険会社へ再保険で支払った受再保険金の合計額から、出再先の保険会社から受け取る回収再保険金を控除した保険金です。

<正味損害率>

正味損害率は、正味収入保険料に対する「正味支払保険金＋損害調査費」（お支払いした保険金と損害調査に要した費用）の割合です。

<正味事業費率>

正味事業費率は、正味収入保険料に対する「保険引受に係る営業費及び一般管理費＋諸手数料及び集金費」（保険の募集や保険契約の維持管理のために使用した費用）の割合です。

<保険引受利益>

保険引受利益は、保険引受収益（正味収入保険料等の合計）から、保険引受費用（正味支払保険金、諸手数料及び集金費等の合計）、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、さらにその他収支を加減したもので、保険の引受に係る利益となります。

<経常利益>

経常利益は、保険引受収益・費用、資産運用収益・費用を加減し、さらに営業費及び一般管理費、その他経常損益を加減したものです。

<当期純利益>

当期純利益は、経常利益に、固定資産処分損益等の特別損益、法人税及び住民税と法人税等調整額を加減したもので、損害保険会社の最終的な利益となります。

<ソルベンシー・マージン比率>

ソルベンシー・マージン比率は、通常の予測を超える危険（巨大災害、損害保険会社が有する資産の大幅な価格下落等）が発生した場合でも、保険金等について十分な支払余力を保持しているかどうかを示す行政監督上の客観的な判断指標のひとつです。200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

<総資産額>

貸借対照表上の「資産の部合計」の金額です。

<純資産額>

貸借対照表上の「純資産の部合計」の金額です。

<その他有価証券評価差額>

保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的等の保有目的で区分し、時価評価等を行なっています。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しないものであり、その他有価証券の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額（評価損益）が、その他有価証券評価差額です。

<不良債権の状況>

不良債権には、「リスク管理債権」と「債務者区分による債権」の2つの基準があり、法令により開示が義務付けられています。

当社では、詳細な自己査定規程を定め、厳正な自己査定を実施しています。また、自己査定規程および査定結果に対しては、自己査定実施部署から独立した検査部門が内部監査を実施し、その後監査法人による外部監査を受けており、信頼性の高い体制になっています。

自己査定の結果、価値の毀損の危険性が高いと判断された資産については、その度合いに応じ、自己責任原則に基づき適正な償却・引当を実施し、資産の健全性を確保しています。

また、償却・引当規程を定め、同規程に則り償却・引当を実施することにより、恣意性を排除しています。

●リスク管理債権の状況

「リスク管理債権」とは、貸付金のうち返済状況が正常でない債権をいい、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヵ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4区分からなります。

平成19年度末現在、これらに該当する債権はありません。

●債務者区分による債権の状況

「債務者区分に基づいて区分された債権」は、貸付金のほかに未収収益等を含めた債権を、債務者の財政状態および経営成績等に基づいて区分したものであり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」、「正常債権」の4区分からなります。

平成19年度末現在、債権は、いずれも「正常債権」（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないとされるもの）に区分されています。

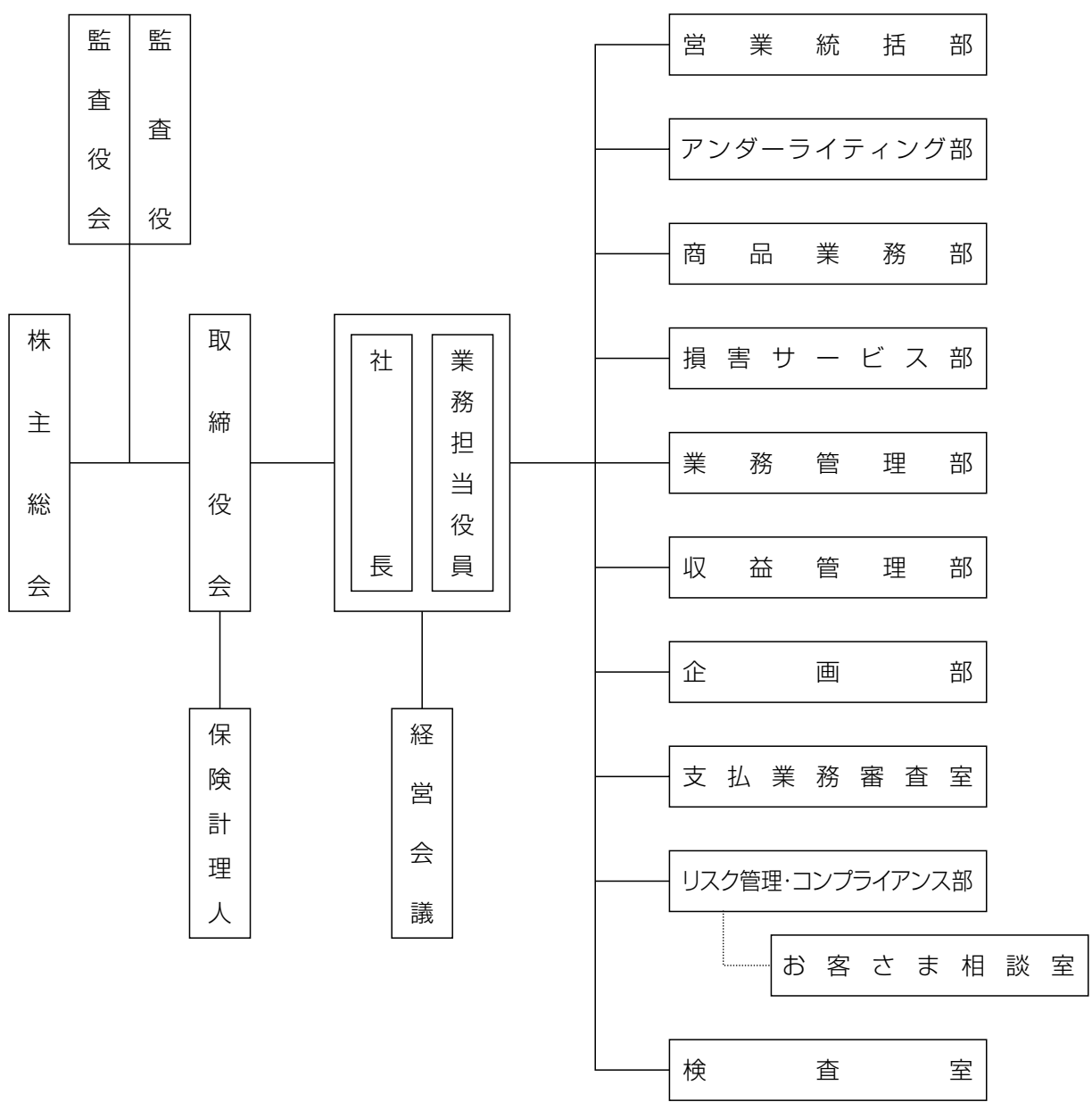
2 会社の沿革

年月	旧安田ライフ損害保険株式会社	旧明治損害保険株式会社
平成 8年 8月	安田生命保険相互会社（現 明治安田生命保険相互会社）の100%出資子会社として設立（資本金 220 億円） 損害保険業免許取得	明治生命保険相互会社（現 明治安田生命保険相互会社）の100%出資子会社として設立（資本金 300 億円） 損害保険業免許取得
10月	営業開始 労働災害総合保険を発売	営業開始 会社役員賠償責任保険（D&O保険）を発売
平成 9年 1月	傷害保険、団体長期障害所得補償保険を発売 安田生命との生損セット商品『フルタイム』を発売	
2月		傷害保険を発売
3月		海外旅行傷害保険、国内旅行傷害保険を発売
4月	海外旅行傷害保険を発売	
5月	自動車損害賠償責任保険を発売	自動車損害賠償責任保険を発売
10月	懸賞付自動車保険『ワン太フル』を発売	懸賞付自動車保険を発売
11月	「交通事故入院お見舞いサービス」を開始	インターネット・ホームページの開設
12月	債務返済支援保険を発売	長期所得補償保険を発売
平成10年 4月	「JAFロードサービス」の提供開始	団体長期障害所得補償保険、債務返済支援保険を発売
8月	家財専用火災保険『家財記念日』を発売 安田生命との生損セット商品『ダブルカバー』を発売	
10月	懸賞付自動車保険『NEWワン太フル』を発売	「指定修理工場制度（愛称：ほほえみ工場サービス）」を開始 「JRSロードサービス」の提供開始
11月	「指定修理工場制度（愛称：あんしん工場）」を開始	
12月	総合賠償責任保険『店下泰平』を発売	
平成11年 4月	「カーアシスタンスサービス」の提供開始	
5月		自動車保険に新割引制度導入
6月		ほほえみ工場プラスワンを開始
7月	新型自動車保険『NEWワン太フル カスタマーズベスト』を発売	
10月	安田生命との生損セット商品『グローイングプラス』を発売	明治生命グループと日新火災海上保険株式会社間で業務提携に関し基本合意
平成12年 3月	安田生命との生損セット商品『ファーストステージActivity』を発売	カートラブル時のロードサービスの無料化をスタート（一部のケースを除き、無料化）
4月		オーストラリアの大手損害保険グループQBE社と日本国内における取引信用保険の販売に関する業務協力協定を締結
5月	総合賠償責任保険『New店下泰平』を発売	
6月	家財専用火災保険『New家財記念日』を発売	
7月		取引信用保険を発売
8月	人身傷害補償付総合自動車保険『大きな♥お世話』（YAP）を発売	
9月	安田生命との生損セット商品『健康物語Activity』を発売	

年月	旧安田ライフ損害保険株式会社	旧明治損害保険株式会社
平成12年10月		自動車保険センターを開設 総合自動車保険『MAM (MEIJI AUTO MASTER)』を発売
平成13年 4月	安田生命との生損セット商品『健康物語 ^{Activity} 第二章』を発売	
5月	安田生命への募集代理を開始	
7月		明治生命への募集代理を開始
平成14年 1月	安田生命とのセット商品として団体向け第三分野商品『新・総合医療サポート』を発売	
2月		総合自動車保険『MAM (MEIJI AUTO MASTER)』を改定・発売
11月	安田生命との生損セット商品『健康物語フルケア ^{Activity} 』を発売	
平成16年 2月	明治損害保険と「合併覚書」に調印	安田ライフ損害保険と「合併覚書」に調印
11月	明治損害保険と「合併契約書」に調印	安田ライフ損害保険と「合併契約書」に調印
12月	臨時株主総会で合併契約書を承認	臨時株主総会で合併契約書を承認
年月	明治安田損害保険株式会社	
平成17年 4月	安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険株式会社が合併し、明治安田損害保険株式会社 誕生	
平成18年 4月	「保険会社向けの総合的な監督指針」改正にともない、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」を充実	
5月	会社法施行にともない「内部統制システムの基本方針」を制定	
10月	インターネット・ホームページによる苦情等受付状況の開示を開始	
平成19年 4月	「保険会社向けの総合的な監督指針」改正にともない、「意向確認書面」を導入 保険金支払審査会ならびに保険金支払に関する不服申立制度を開設	
6月	インターネット・ホームページによる「お支払いに該当しない」と判断した件数・事例等の開示を開始	
平成20年 4月	中期経営計画をスタート	

3 経営の組織

(1) 組織図 (平成20年6月27日現在)



(2) 本社所在地

〒101-0048 東京都千代田区神田司町二丁目11番地1 明治安田損害保険ビル
 電話番号 03-3257-3111 (代表)
 03-3257-3120 (お客さま相談室)

※当社は支店等を有していません。

4 株主・株式の状況

当社の発行する株式はすべて普通株式であり、平成20年3月31日現在、発行可能株式総数は160万株、発行済株式総数は40万株、資本金は520億円です。なお、当社の株式は上場されておられません。

1. 基本事項

- ア. 定時株主総会開催時期 毎年4月1日から4ヵ月以内に開催します。
- イ. 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- ウ. 基準日 定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日現在の株主名簿記載の株主とします。
- エ. 公告掲載新聞 東京都において発行する日本経済新聞
ただし、当社の決算公告は、上記による公告に代えて、貸借対照表および損益計算書を当社ホームページの以下のアドレスに掲載しております。
<http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>

2. 株主総会議案等

ア. 定時株主総会

第12回定時株主総会が平成20年6月27日（金）に開催されました。
報告事項および決議事項は以下のとおりです。

報告事項 第12期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項 議案 取締役1名選任の件
本件は、原案どおり取締役に小島好孝が再選され、就任いたしました。

イ. 臨時株主総会

臨時株主総会が平成20年3月27日（木）に開催されました。
決議事項は以下のとおりです。

決議事項 第1号議案 取締役2名選任の件
本件は、原案どおり平成20年4月1日付で取締役に山本和雄、山下敏彦の2名が選任され、それぞれ就任いたしました。

第2号議案 監査役2名選任の件
本件は、原案どおり平成20年4月1日付で監査役に西嶋素行、内海郁夫の2名が選任され、それぞれ就任いたしました。
なお、両名は社外監査役です。

以上

3. 株式分布状況及び大株主

当社の株主は、明治安田生命保険相互会社の1社のみです。

株主名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	千代田区丸の内二丁目1番1号	400千株	100%

4. 配当政策

当社は、損害保険事業の性格上、地震その他の異常災害に備えた担保力の強化を図るため、内部留保の充実に努めることを基本方針としております。以上の基本方針に基づき、当期につきましては、業績および今後の経営環境などを総合的に勘案し、株主配当を見送りいたしました。

5. 資本金の推移

①明治安田損害保険株式会社

年月日	資本金	摘 要
平成17年4月1日	520億円	安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険株式会社との合併

(注) 平成17年4月1日に明治損害保険株式会社との合併により資本金が300億円増加し520億円となり、その後、平成20年3月31日までの間、資本金の変動はありません。

②旧安田ライフ損害保険株式会社

年月日	資本金	摘 要
平成8年8月8日	220億円	—————

③旧明治損害保険株式会社

年月日	資本金	摘 要
平成8年8月8日	300億円	—————

6. 最近の新株及び社債の発行

当社は平成8年8月8日に設立後、平成20年3月31日まで、新株及び社債を発行しておりません。

5 役員等の状況

(平成20年6月27日現在)

役名	氏名(生年月日)	略歴	担当
取締役社長 (代表取締役)	山本 和雄 (昭和27年2月7日)	昭和49年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 浜松支社長、赤坂支社長、人事部長 を経て 平成16年 明治安田生命保険相互会社青森支社長、 執行役員大阪本部長、執行役員大阪本 部長を経て 平成20年 明治安田損害保険株式会社取締役社長 現在に至る	検査室
常務取締役	篠原 新衛 (昭和26年2月8日)	昭和49年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 滋賀支社長を経て 平成11年 (現)明治安田損害保険株式会社総務部 長 兼 弘報部長 平成12年 同社企画開発部長 平成13年 同社取締役企画開発部長 平成14年 同社取締役企画部長 平成16年 同社常務取締役企画部長 平成17年 明治安田損害保険株式会社常務取締役 現在に至る	商品業務部 収益管理部 企画部 支払業務審査室 リスク管理・コンプライアンス部
常務取締役	高橋 伸二 (昭和24年4月27日)	昭和47年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 北海道法人営業・総合法人第二各部 長を経て 平成16年 明治安田生命保険相互会社総合法人第 四部法人部長、人事部(出向)を経て 平成18年 明治安田損害保険株式会社執行役員営 業統括部長 平成19年 常務取締役 現在に至る	営業統括部
取締役	小島 好孝 (昭和27年9月11日)	昭和50年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 平成12年 (現)明治安田損害保険株式会社企画部 長 兼 新規事業準備室長 平成13年 同社企画総務部長 平成16年 同社取締役企画総務部長 平成17年 明治安田損害保険株式会社取締役商品 業務部長 平成20年 取締役アンダーライティング部長 兼 商品業務部長 現在に至る	アンダーライティング部 商品業務部 損害サービス部 業務管理部
取締役	長田 守正 (昭和25年2月24日)	昭和47年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 平成13年 (現)明治安田損害保険株式会社経理部 長 兼 保険計理人 平成14年 同社収益管理部長 兼 保険計理人 平成15年 同社取締役収益管理部長 兼 保険計理 人 平成17年 明治安田損害保険株式会社取締役収益 管理部長 兼 保険計理人 平成18年 取締役保険計理人 現在に至る	

役名	氏名(生年月日)	略歴	担当
取締役	山下敏彦 (昭和30年12月25日)	昭和54年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 資産運用部門(財務業務)運用調査部 長審議役を経て 平成16年 明治安田アメリカ株式会社社長 平成18年 明治安田生命保険相互会社不動産部長 平成20年 運用企画部長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社取締役 現在に至る	
取締役	徳岡浩 (昭和29年11月24日)	昭和52年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 平成13年 (旧)安田ライフダイレクト損害保険株 式会社常務取締役 平成16年 明治安田生命保険相互会社法人業務部 審議役、法人支援室長を経て 平成19年 法人営業企画部長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社取締役 現在に至る	
取締役	古城謙治 (昭和31年4月29日)	昭和55年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 平成17年 明治安田生命保険相互会社成田支社長 平成19年 企画部長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社取締役 現在に至る	
常任監査役	佐々木章 (昭和23年4月26日)	昭和47年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 平成16年 明治安田生命保険相互会社関連事業部 審議役 平成19年 明治安田損害保険株式会社常任監査役 現在に至る	
監査役	西嶋素行 (昭和24年12月7日)	昭和47年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 企画部FS計画推進部長審議役、業 務開発部商品担当部長、静岡支社長を 経て 平成14年 (旧)ダイヤモンドプライベートオフィ ス株式会社取締役運用コンサルティング部 長 平成19年 明治安田生命保険相互会社監査委員会 事務局審議役 現在に至る 平成20年 明治安田損害保険株式会社監査役 現在に至る	(社外監査役)
監査役	内海郁夫 (昭和28年8月8日)	昭和52年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 博多支社長、広島支社長、広報部長 を経て 平成16年 明治安田生命保険相互会社総務部長 平成20年 関連事業部長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社監査役 現在に至る	(社外監査役)
執行役員	重松敏夫 (昭和29年1月28日)	昭和52年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 平成11年 (現)明治安田損害保険株式会社商品業 務部長 平成15年 同社取締役商品業務部長 平成17年 明治安田損害保険株式会社執行役員企 画部長 平成20年 執行役員損害サービス部長 現在に至る	

(注) 合併前の明治生命保険相互会社と安田生命保険相互会社は、(現)明治安田生命保険相互会社と表記しております。(平成16年1月合併)
合併前の安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険株式会社は、(現)明治安田損害保険株式会社と表記しております。(平成17年4月合併)

6 従業員の状況

1. 従業員の状況及び平均給与

(平成20年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
154名	45.9歳	5.4年	576千円

- (注) 1. 従業員には、嘱託、出向受入者(113名)を含み、使用人兼務取締役、退職者、臨時雇等は含んでおりません。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数点第2位を切り捨てて小数点第1位まで表示しております。
3. 平均給与月額は平成20年3月の平均給与月額(時間外手当を含む)であり、賞与を含んでおりません。

2. 研修制度

企業ビジョンに掲げる「個人の能力発揮」を実効性あるものにし、管理者の指導指針と従業員のキャリア形成実現のため、そのプロセスを体系化した能力開発計画に基づき推進しております。また、(財)損害保険事業総合研究所主催の損害保険講座等への積極的な参加も勧奨しております。

特に、保険金支払部門においては、査定担当者の育成を図るため、研修計画に基づき、外部講師または、専門家(医師・弁護士等)を招いた研修を行っております。また、第三分野商品については、重点的な研修を行っております。

7 その他

以下の取組みにつきましては、平成20年3月31日現在の状況を記載しております。

1. 情報提供活動

当社では、インターネット・ホームページを開設し、会社概要、取扱商品、サービス、決算情報の紹介などの情報提供活動に努めております。

また、お客さまからのお申し出(ご意見、苦情等)、不服申立件数、付随的な保険金の支払漏れ件数の開示に加え、いち早く「お支払いに該当しない」と判断した件数・事例等の開示を実施するなど、積極的な情報開示に取り組んでおります。

インターネット・ホームページ : <http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>

2. 社会公共活動

当社では、地球環境対策の観点から、電力使用量の縮減を推進するとともに、社会貢献活動の一環としてリサイクル用品の収集活動に取り組んでおります。

3. 業務の代理・事務の代行

当社は、保険業法第98条の規定に基づき、明治安田生命保険相互会社へ損害保険業に係る業務の代理・事務の代行を委託しております。

＜業務の代理・事務の代行に関する主なもの＞

○業務の代理

- ・ 保険契約の締結の代理（媒介を含む）

○事務の代行

- ・ 保険の引受けその他の業務に係る書類等の作成及び授受等
- ・ 保険料の収納事務及び保険金等の支払事務
- ・ 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査
- ・ 保険募集を行う者の教育及び管理

4. 旧会社におけるご契約について

明治安田損害保険株式会社では、旧安田ライフ損害保険株式会社および旧明治損害保険株式会社にご加入いただいておりますご契約に関しまして、満期を迎えるまで責任をもってお引き受けいたします。また、事故に遭われたお客さまへの損害サービスに関しましては、完了まで継続して、当社にて万全な対応を行なうよう努めております。

5. 保険会社及びその子会社等の概況

当社は現在、子会社等を有しておりません。

1 保険のしくみ

1. 損害保険制度

損害保険は、いつ起きるかも知れないさまざまな災害や危険（偶然な一定の事故）に備えて、同じ種類の危険にさらされている多数の人々が、大数の法則という統計的基礎によって算出された少額の保険料をそれぞれ出し合って、万一事故に遭われた場合に保険金を受け取る相互扶助制度です。

この制度により、わずかな負担で大きな補償を得ることができます。

このように損害保険は、その幅広い普及により個人や企業などをさまざまな災害や危険から守り、個人生活の安定や企業経営の安定に大きく寄与する社会的役割を担っています。

2. 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が偶然な一定の事故（保険事故）によって生じる損害を補償することを約束し、保険契約者はその報酬として保険料を支払うことを約束する契約です。（商法第629条）

したがって、損害保険契約は有償・双務契約であり、当事者の口頭の合意のみで有効に成立する諾成契約です。しかし、保険会社は多数の契約を迅速・的確に引き受けるため、通常、保険契約の申込みには一定様式の保険契約申込書を使用し、契約締結の証として、保険証券または保険引受証を作成し交付します。保険証券には保険の目的、補償される事故、保険金額、保険期間などが記載されております。

なお、保険契約は、保険会社から権限を委託された損害保険代理店を通じて締結されるのが一般的です。

3. 再保険について

保険会社が引き受けた保険契約にはさまざまな危険が混在しています。石油コンビナートや大型旅客機などのような巨額の物件に損害が生じたり、個々には小さな物件であっても超大型台風や大地震のような自然災害が発生すれば、その保険金の支払いは巨額に達し、一保険会社で全額を負担することは不可能です。

そのため当社では危険の平均化・分散化のために、国内および海外の他の保険会社に一定部分を再保険に出したり（出再）、逆に再保険を引き受けたり（受再）しています。これにより、毎年の損害率の安定（事業成績の安定）と引受能力の補完を図るとともに、数年・数十年に一度という異常自然災害に対しても負担を軽減し、経営の安定に万全を期しております。

なお、出再先の選定にあたっては、財務健全性を最重視しており、受再契約についても元受契約と同じ引受基準を適用しています。

2 取扱商品

1. 販売商品の一覧

当社では、企業・団体のお客さま向けに独自のリスクソリューション[®]提案による事業の安定と、先進の制度提案による団体福祉の充実に貢献するため、以下の商品をご提供しております。

(1) リスクソリューション[®]型商品

ア. 取引信用保険

企業間の継続的な取引に基づく売掛債権を対象として、取引先の倒産などによって生じる貸倒れ損失について保険金をお支払いします。包括的に取引先すべてを対象とすることも、特定事業部の取引先に絞ることも可能です。

イ. 会社役員賠償責任保険（D&O保険）

会社役員が、その業務遂行のために行なった行為に起因して、保険期間中に株主代表訴訟や第三者訴訟など損害賠償請求された場合に、「法律上の損害賠償金」および「争訟費用」の損害について保険金をお支払いします。

(2) 福利厚生制度関連商品

ア. 労働災害総合保険

従業員・所属員が業務上災害により被った身体の障害について、事業主が法定外補償規定や法律上の損害賠償責任に基づいて従業員・所属員またはその遺族に対して補償金・賠償金等を支払う場合に、その費用・損害をてん補するものとして被保険者（事業主）に保険金をお支払いする保険です。大きく分けて二つの補償があります。

a. 法定外補償保険

業務上災害によって従業員・所属員が死亡した場合や後遺障害を被った場合、あるいは休業した場合に、政府労災保険の上乗せ補償として事業主が支払う補償金について保険金をお支払いします。なお、特約をセットすることにより通勤中の災害についても対象にできます。

b. 使用者賠償責任保険

業務上災害によって従業員・所属員が死亡した場合や後遺障害を被った場合、あるいは休業した場合に、政府労災保険や災害補償規定等からの給付を超えて事業主が使用者として負担する損害賠償金等について保険金をお支払いします。

イ. 団体傷害保険

a. 全員加入型団体傷害保険

企業・団体が契約者として保険料を負担し、偶然な事故により役員や従業員・所属員がケガをした際に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いする団体保険です。従業員・所属員の福利厚生の充実に図るため、保険金受取人を企業・団体とし、災害補償規定に基づいた災害死亡補償金、災害入院見舞金などの財源にご利用いただくほか、遺族や本人に直接保険金をお支払いすることもできます。

b. 任意加入型団体傷害保険

企業・団体の従業員・所属員とご家族が偶然な事故によりケガをした際に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いする自助努力制度運営のための団体保険です。加入者が保険料を負担する制度のため、企業・団体にとっては経費をかけずに福利厚生制度を充実でき、また、加入者にとっても職場などで加入できるほか、団体割引制度適用により割安な保険料で加入できるメリットがあります（加入者数20名以上の場合）。

ウ. 団体長期障害所得補償保険

a. 全員加入型団体長期障害所得補償保険

企業・団体が契約者として保険料を負担し、従業員や所属員が病気やケガにより就業できなくなったとき、有給制度や健康保険だけでは補えない所得の喪失を長期間にわたり補償する団体保険です。就業できない状態が続く限り退職年齢等まで補償することが可能であり、福利厚生制度をより充実できます。

b. 任意加入型団体長期障害所得補償保険

企業・団体の従業員・所属員が病気やケガにより就業できなくなったとき、所得の喪失を長期間にわたり補償する自助努力制度運営のためにご利用いただく団体保険です。補償対象を特定疾病にかかった場合に限定することもできます。加入者が保険料を負担する制度のため、企業・団体にとっては経費をかけずに福利厚生制度を充実でき、また、加入者にとっても職場などで加入できるほか、団体割引制度適用により割安な保険料で加入できるメリットがあります（加入者数 20 名以上の場合）。

工. 団体医療保険（任意加入型）

企業・団体の従業員・所属員とそのご家族が病気やケガにより入院や手術をした際に、入院保険金や手術保険金などをお支払いする団体保険です。加入者が保険料を負担する制度のため、企業・団体にとっては経費をかけずに福利厚生制度を充実でき、また、加入者にとっても職場などで加入できるほか、団体割引制度適用により割安な保険料で加入できるメリットがあります（加入者数 20 名以上の場合）。

（3）その他の主な取扱商品**ア. 企業財物の保険****a. 普通火災保険**

建物や動産に生じた火災、落雷、破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災による損害に加え、臨時に要する費用、残存物の取片づけ費用（清掃費用等のあと片づけ費用）および損害防止費用などについて保険金をお支払いします。

b. 店舗総合保険

店舗、事務所、併用住宅などの建物とその建物内の動産などについて、火災、落雷、破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災による損害のほか、物体の落下・衝突、水濡れ、騒じょう・労働争議、盗難、水災などによる損害について保険金をお支払いします。

c. 建設工事保険

ビル、工場建物、住宅などの建物の建築工事や増改築工事に関する保険です。工事の着工から引渡しまでの間に、工事現場で生じる偶発的な事故によって、工事の目的物、工食用材料などに損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

d. 組立保険

ビル付帯設備工事、建物内外装工事、機械設備の据付工事などの組立工事に関する保険です。工事現場で生じる偶発的な事故によって、工事の目的物、工食用材料などに損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

e. 機械保険

機械設備を対象とした保険です。従業員の誤操作・電氣的事故・物体の落下など偶然な事故により機械設備が損害を受けたとき、その修理費や再調達費用について保険金をお支払いします。

f. 動産総合保険

動産を対象とした保険です。火災、盗難、破損などの偶然な事故による損害について保険金をお支払いします。

イ. 事業継続の保険**利益保険**

店舗や工場などが火災、落雷、破裂・爆発により損害を被った場合、業務が休止または阻害されたために生じた費用および利益の損失について保険金をお支払いします。

ウ. 物流運送の保険**a. 運送保険**

日本国内を陸上輸送、航空輸送またはフェリーボート輸送される貨物について、火災、爆発もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州など輸送中の偶然な事故によって生じた損害について保険金をお支払いします。

b. 貨物海上保険

国内外を船舶または航空機で輸送される貨物について、船舶の沈没・座礁・座州、航空機の墜落など輸送中の偶然な事故によって生じた損害について保険金をお支払いします。

工. 賠償責任の保険

a. 施設所有（管理）者賠償責任保険

工場、事務所、店舗などの各種施設の構造上の欠陥や管理の不備による偶然な事故、またはその施設を拠点としてその内外で行なう業務の遂行中に生じる偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害について保険金をお支払いします。

b. 生産物賠償責任保険

被保険者（保険の補償を受けられる方）が生産または販売した物（生産物）が他人に引き渡された後、あるいは被保険者が行なった仕事を終了した後、その生産物もしくは仕事の結果によって生じる偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害について保険金をお支払いします。

c. 請負業者賠償責任保険

ビル建設、道路建設、土木工事などの請負業者が行なう仕事の遂行中に生じる偶然な事故、または請負作業を行なうため被保険者が所有、使用、管理している施設の欠陥や管理の不備による偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害について保険金をお支払いします。

オ. 地震保険

居住用建物および家財について、地震、噴火、津波によって生じた火災、損壊、埋没、流失によって保険の目的が損害を被った場合に保険金をお支払いします。ご希望されない場合を除き各種火災保険とセットで契約し、基本契約の30%～50%に相当する額の範囲以内で地震保険金額（他の地震保険契約を含め建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。）を設定します。

カ. 自動車損害賠償責任保険

自動車損害賠償保障法に基づき、原則としてすべての自動車が加入を義務づけられている強制保険です。自動車の保有者・運転者が自動車の運行によって他人の身体・生命を害した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害について保険金をお支払いします。

（注）以上は商品の概要をご説明したものです。各保険商品の詳しい内容につきましては、約款等をご覧ください。

2. 主な商品の開発・改定状況

当社において、平成17年4月以降実施した主な商品（特約を含む）の開発・改定状況は以下のとおりです。

年月		主な商品の開発・改定状況
平成17年	4月	自動車損害賠償責任保険の料率改定 地震保険長期係数の改定
	7月	労働災害総合保険「業務外補償費用担保特約」等の発売
	11月	医療保険「疾病入院支援特約」「疾病入院初期費用特約」等の発売
平成18年	4月	自動車損害賠償責任保険の料率改定
	8月	傷害保険「地方公務員賠償責任担保特約」の発売
	10月	火災保険の商品・料率改定
平成19年	4月	自動車損害賠償責任保険の料率改定 火災保険長期係数の改定
	10月	傷害保険の商品・料率改定 地震保険の料率改定
	平成20年	4月

3 お客さまサービス

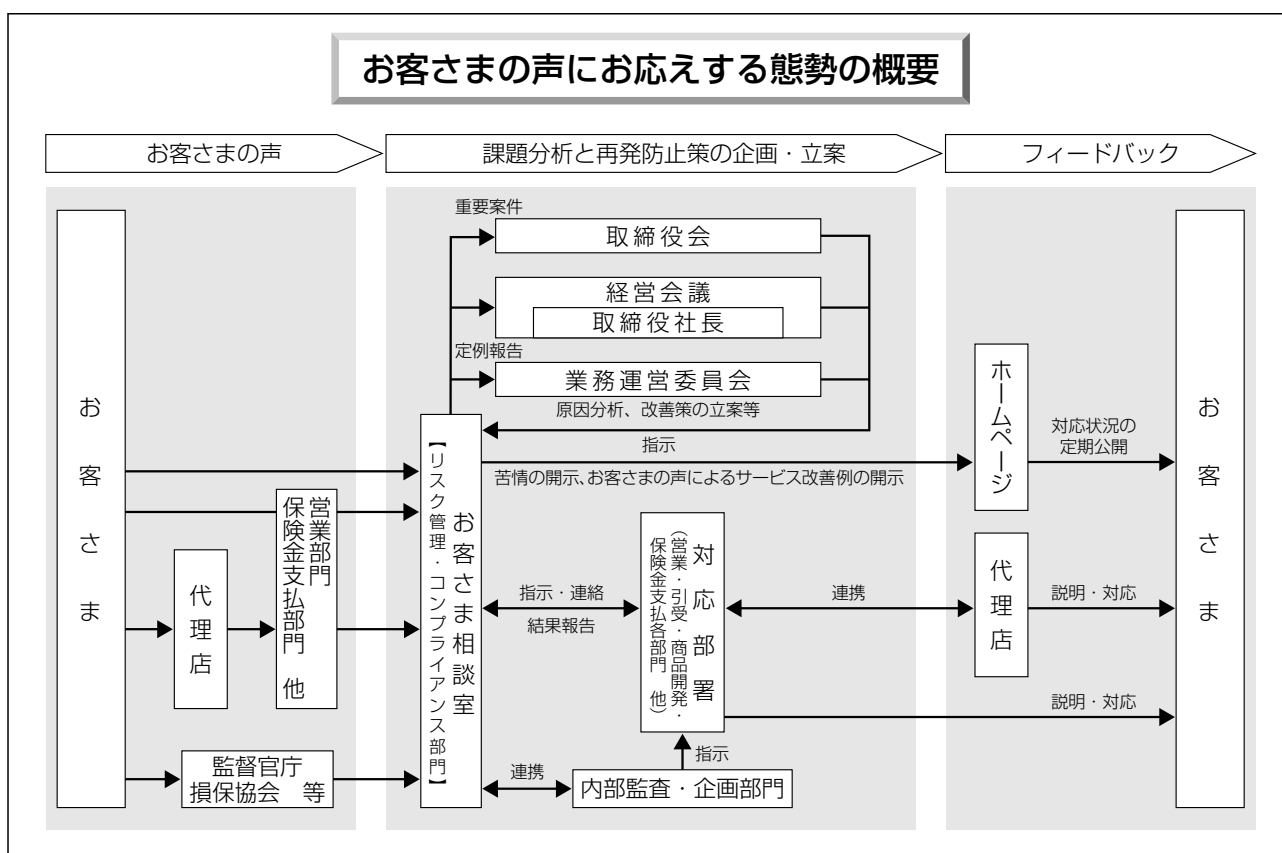
1. お客さまとのコミュニケーションとサービス向上

当社では、「お客さま視点に立った業務運営」を経営上の重要な位置付けとしております。そして、様々なお客さまの声の把握を行なうことで各種サービス等の改善に向けた取組みを行なっております。

(1) お客さまの声にお応えする態勢について

当社では、ご契約者および一般消費者からの損害保険全般に関するあらゆるご質問・ご相談にお応えできるよう「お客さま相談室」を設置しております。

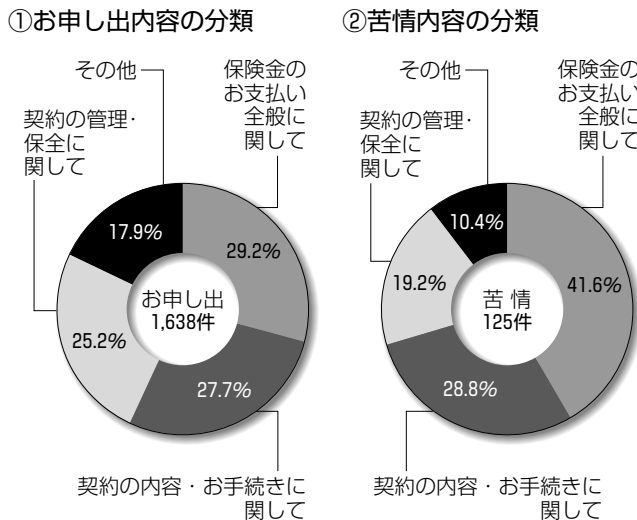
お受けしたお客さまからの苦情等につきましては、お客さま相談室で一元管理し、重要なものについては、経営会議等に報告するとともに、業務改善課題として商品・サービスの改善に活かすよう努めております。



(2) お客さまからお申し出のあった苦情等 受付状況について

平成19年度中に、お客さま相談室がお客さまからお受けしたご相談やお問い合わせなどお申し出の総数は1,638件（うち苦情は125件）でした。

●お申し出・苦情内容の分類



損害保険に関するご相談は 以下の機関でも受け付けています。

(社)日本損害保険協会の損害保険調停委員会

日本損害保険協会では、そんがいほけん相談室において、損害保険全般に関する相談や苦情を受け付けています。そんがいほけん相談室は、損害保険会社に苦情の解決を依頼するなど、適正な解決に努めますが、当事者間で問題の解決がつかない場合に対応するため、中立・公平な立場から調停を行う損害保険調停委員会が設けられています。苦情の申し出から、原則として2ヵ月を経過しても問題が解決しない場合、苦情申出人の希望により損害保険調停委員会をご利用いただけます。（損害保険調停委員会は、お住まいの地域に応じて東京または大阪で開催いたします。）

詳しくは、日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp>) をご参照ください。

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ (<http://www.jibai-adr.or.jp>) をご参照ください。

(3) お客さまの声の具現化に向けた取組み

当社に寄せられた苦情等の「お客さまの声」については、原因分析を行なうとともに担当部門にフィードバックし、「お客さまの声」に基づいたサービスの改善に反映させる取組みを推進しております。

平成19年度中に、苦情等「お客さまの声」から取組んだサービスの改善例は次のとおりです。

お客さまの声	改善取組み
【お客さまからのお申し出事例】 お客さまの手術内容が保険金請求に該当しないことに納得できない	複数のお客さまから同様なお申し出があり、支払いに該当するかどうか分かりにくい項目を例示するようパンフレットの記載内容を充実いたしました。
【お申し出内容を共有する取組み】 お客さまからのお申し出内容を保険金支払部門の担当者全員が聴講し、業務改善への取組みに活用する	事故処理局面ごとに「お客さまに対してご説明すべき事項」、および「お客さまにご満足いただける内容」等を標準的な話法として取りまとめた「基本話法集」を作成・周知徹底するなどの取組みを行なってまいりました。

(4) お客さまアンケートの実施

当社では、お客さまの視点を重視した業務運営を一層推進するため、従来より「お客さまアンケート」を実施しております。

平成19年度は、「お客さまの声」を反映して業務改善すべき事項がないかを検討するため、当社契約の中心を占める企業・団体のお客さまにご協力をお願いして、当社に対する期待と満足度を中心にアンケートを実施いたしました。

ア. 主な調査内容

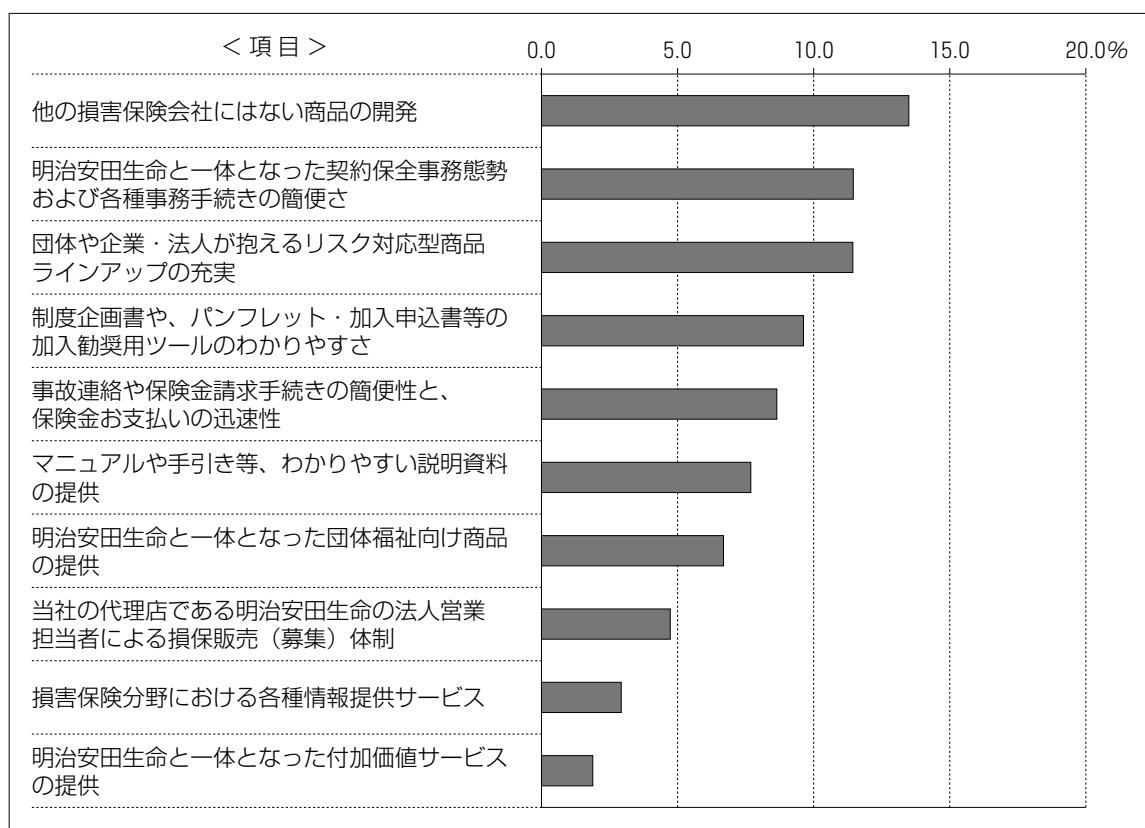
対 象	当社にご契約いただいている法人のお客さま
実施時期	平成19年12月～平成20年1月
目 的	企業・団体のご契約者の当社に対する期待、商品・サービスに関する満足度・要望等を把握し、業務改善につなげるために実施
対 象 数	146団体
回 答 数	104団体（回収率71.2%）

イ. 主な調査結果

①当社に対する期待

当社にとって、特に改善・改良をする必要があると思われるもの

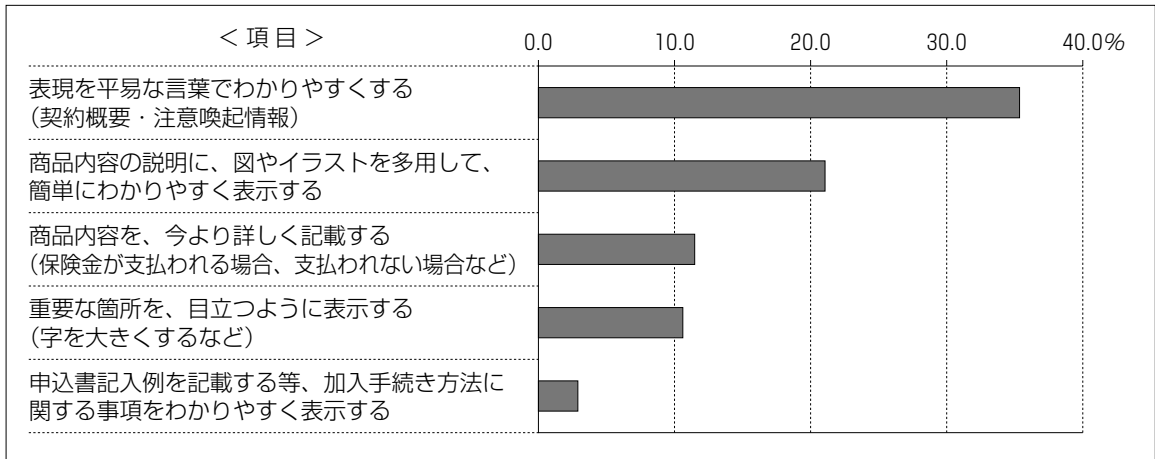
■第一に期待されているものは、「他の損害保険会社にはない商品の開発」



②わかりやすさ・簡素化に関するご意見

パンフレット・申込書の形態・内容について重要であると思われるもの

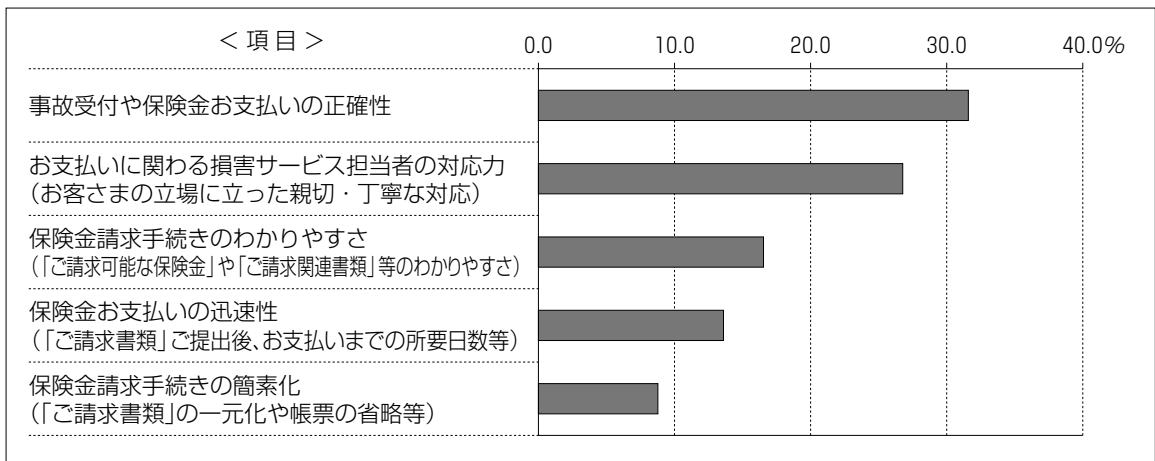
■第一に重要であると思われるものは、「表現を平易な言葉でわかりやすくする」



③保険金請求手続きに関するご意見

保険金請求手続きに対して求めるもの

■第一に重要と思われるものは、「事故受付や保険金お支払いの正確性」



2. リスクソリューション®サービス

当社が提唱する「リスクソリューション®」^{※1}とは、企業が「自社を取り巻くリスクに対して、そのリスクを排除あるいは回避するためにさまざまな方法を講じて、合理的かつ経済的な方法で管理または制御」する手法をいいます。

企業が「リスク・マネジメント」を進めるためには、自社がかかえるさまざまなリスクに対して、

①そのリスクが発生しないようにどのような措置を講じることが必要か

②また実際に損害が発生した場合どのように対応することが必要か

等、さまざまな課題を解決する必要があります。

このようなさまざまな課題に対して、保険商品・サービスによる「解決策（ソリューション）」をご提案していくことが明治安田生命グループの「リスクソリューション®」サービスです。

当社では、日本において、いち早くこの「リスクソリューション®」というサービスコンセプトを打ち出し、1999年10月に専門部署を設立しております。そして、当社独自のリスクソリューション®型商品として「取引信用保険」、「会社役員賠償責任保険（D&O保険）」等を開発・販売しています。^{※2}

※1 明治安田損害保険では、「リスクソリューション®」の商標登録（商標番号：4629633号）を行っております。

※2 商品内容についてはP.17を参照ください。

4 約款

1. 約款の位置づけ

保険は目に見えない無形の商品ですから、契約の内容についてしっかりと決めておく必要があります。この取決めが約款です。

したがって約款は、保険契約の主な内容を定める重要な役割を果たし、保険会社、保険契約者、被保険者などの権利・義務の内容を定めており、お互いにこれを守る必要があります。

約款には、保険種類ごとに基本的な保険契約の内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約において「普通保険約款」の内容を一部変更したり、補足する「特別約款」・「特約条項」とがあります。

また、保険契約の内容は保険契約申込書などにも具体的に記載されていますが、保険契約申込書に記載された内容は、契約内容として保険会社、保険契約者の双方を拘束します。

2. ご契約時にご留意いただく事項

保険契約は、保険加入希望者の申込みと保険会社の承諾により成立する保険会社と保険契約者との約束ごとですから、保険のご契約に際しては、普通保険約款・特別約款・特約条項の内容について十分説明を受け、また、保険契約申込書の記載内容についても十分確認したうえでご契約いただくことが大切です。

3. 約款に関する情報提供方法

保険のご契約にあたってご留意いただく必要のある事項については、「重要事項説明書」、「ご契約のしおり」、「ご案内」、「普通保険約款」、「特別約款」、「特約条項」などに記載しております。

「重要事項説明書」には、お客さまが保険商品の内容をご理解いただくために必要な情報『契約概要』^{※1}、および保険会社がお客さまに対して注意喚起すべき情報『注意喚起情報』^{※2}について記載し、お客さまへご説明しております。

また、「ご契約のしおり」は主として個人のお客さまを販売対象とする保険種目についてご用意しております。

※1 『契約概要』：商品の仕組み、主な支払事由・免責事由、特約、保険期間、保険金額、保険料、保険料の払込方法、満期返戻金・契約者配当金、解約返戻金など

※2 『注意喚起情報』：告知義務・通知義務等、責任開始期、主な免責事由、分割保険料の払込時期等、解約と解約返戻金など

5 保険料

1. 保険料の收受・返戻

お支払いいただく保険料は原則として、保険をご契約いただくと同時に保険会社が領収することになっており、保険料を領収する前に生じた損害については、保険期間が始まった後でも保険会社は保険金をお支払いできない旨の規定が約款において設けられています。

また、保険料分割払いのご契約についても、定められた時期までに保険料のお支払いがない場合、保険会社は保険金をお支払いできない旨の規定が設けられている場合もありますので、ご注意ください必要があります。

保険契約が失効した場合や保険契約が解除された場合には、約款の規定に従い保険料をご契約者にお返しいたします。ただし、お返しできない場合もありますので、約款をご確認ください。

積立保険では、満期を迎えられたご契約者に対して、契約時に定めた満期返戻金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利回りを上回った場合には、契約者配当金を計算してお支払いすることとしております。

2. 保険料率

当社が適用している保険料率には、次の3つのものがあります。

- ①「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された損害保険料率算出機構が算出し、金融庁長官に届け出た保険料率（基準料率といいます。地震保険、自動車損害賠償責任保険）。
- ②損害保険料率算出機構が金融庁長官に届け出た純保険料率（参考純率といい、将来の保険金の支払いに充てられる部分の保険料率です。）を基礎とし、当社で算出した付加保険料率（保険事業を運営するために必要な社費、代理店手数料などの経費および利潤に充てられる部分の保険料率です。）を合わせて、金融庁長官の認可を受け、または金融庁長官に届け出た保険料率（火災保険、自動車保険および傷害保険の大部分）。
- ③当社で算出し、金融庁長官の認可を受け、または金融庁長官に届け出た保険料率（賠償責任保険、海上保険等）。

6 保険募集

1. 保険の募集とご契約の手続き

損害保険の募集は、通常、①損害保険会社の役員・使用人、②損害保険代理店（以下、「代理店」といいます）またはその役員・使用人によって行なわれます（現在わが国の損害保険の募集は、その多くが代理店によるものです）。

代理店は、保険会社との間で代理店委託契約を結び保険契約の締結や媒介を行ない、保険料を領収することを基本的業務としています。

ご契約いただくにあたっては、当社または当社の代理店にお申込みいただきます。保険商品の内容についての十分な説明を受け、内容をご確認いただいた後、保険契約申込書へ必要事項を記入し保険料をお払込みいただきます。当社では、お引受けした内容が事実と異なるとき、または定められた時期までに保険料のお払込みがなされないときには、保険金をお支払いできないことがございます。

当社では、平成19年4月より、ご契約をお申込みいただく保険商品が、お客さまのニーズに合った内容であることを、ご契約締結前に、お客さまご自身にご確認いただく新たな手続きを開始いたしました。

具体的には、お客さまに保険商品を適切に選択・加入いただけるよう、書面（以下、「意向確認書面」といいます）による確認手続きを実施しております。

お客さまにはこの「新しい確認手続き」に際し、お時間をいただくこととなりますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

「保険会社向けの総合的な監督指針」では、事業活動に伴い事業者が被る損害をてん補する保険商品は、意向確認書面の適用対象となっておりますが、当社では、企業・団体のお客さまを中心に保険サービスをご提供していることから、幅広く意向確認の実施に努めております。

●クーリング・オフ制度について

保険期間が1年を超える個人契約の場合、ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ）を行なうことができます。この場合、すでにお払込みいただいた保険料はご契約者にお返しいたします。

- ・ご契約を申込みされた日または重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日から起算して8日以内であれば、所定の要件を満たしていることを前提に、クーリング・オフを行なうことができます。
- ・クーリング・オフをされる場合には、上記期間内（8日以内の消印有効）に当社あてに郵送にてご通知ください。

2. 代理店の役割と業務内容

代理店は、お客さまのニーズを的確に把握し、適切な商品をご提供するなど、お客さまと保険会社を結ぶ重要な役割を担っています。

代理店は、当社との代理店委託契約に基づき委託された保険種類について、当社を代理して主に次の業務を行ないます。

- ・ 保険契約の締結
- ・ 保険契約の変更・解約等のお申し出の受付
- ・ 保険料の領収または返還
- ・ 保険料領収証の発行および交付ならびに保険証券の交付
- ・ 保険の目的の調査
- ・ 保険契約の維持・管理に関連する事項
- ・ 保険契約の締結の媒介
- ・ 保険契約の満期更改業務 等

3. 損害保険代理店制度及び募集態勢

保険会社は「保険業法」をはじめその他の法令や、金融庁・管轄財務局の監督に基づき、代理店に適正な保険契約の募集および業務遂行を指導することが求められております。

損害保険代理店制度は、お客さまサービスの充実ならびに代理店の資質の向上等を目的とする制度で、平成13年4月より各損害保険会社が独自の制度を設けています。

当社においては、代理店の業務遂行状況や販売実績、資格取得状況等を重視した評価体系とするなど、代理店の資質の向上等を促進し、お客さまへ質の高いサービスをお届けできるよう努めております。

<代理店登録>

損害保険の募集を行なうことができる者の範囲は、保険業法により「保険会社の役員および使用人」と「損害保険代理店もしくはその役員、使用人」とされています。損害保険代理店は、保険会社と代理店委託契約を結んだ後、金融庁長官に登録することが義務付けられています。また、代理店の役員もしくは使用人として保険の募集に従事する者は、金融庁長官に届け出る必要があります。

<代理店教育>

当社の代理店教育は、お客さまの様々なニーズにお応えし、充実したサービスを提供できる代理店の育成を主眼としています。

当社では、損害保険代理店資格試験制度により保険募集人の教育に取組み、代理店の資質向上、お客さまサービスの充実を図っております。

<代理店管理>

当社の代理店管理は、お客さまの利益を損なうことがないよう、適正な代理店業務が行なわれることを目的としています。

当社では、担当者による代理店監査等により代理店業務のモニタリングに努めております。

<代理店指導>

当社の代理店指導は、常にお客さまの立場に立ち、適切な保険情報と充実したサービスを提供できる業務能力を有した代理店の育成を主眼としています。

当社では、お客さま保護の観点から適正な販売が行なわれるよう留意し、ハンドブック等の配付、商品知識、事務知識、コンプライアンスに関する実務指導に加え、担当者による個別業務指導により充実を図っております。

<代理店数>

平成20年3月31日現在、当社の代理店は759店です。

4. 勧誘方針

当社では、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、以下のとおり「明治安田損害保険の販売・サービス方針」を策定しております。

明治安田損害保険の販売・サービス方針

〈基本方針〉

私たちは、明治安田生命グループの一員として、「お客さまを大切にすることを徹し、クオリティの高い総合保障サービスを提供し、確かな安心と豊かさをお届けする」という経営理念のもと、常にお客さまに最適な商品と質の高いサービスをご提供することに努めてまいります。

また、高い倫理観に基づいた法令等の遵守（コンプライアンス）を行動の規範とし、保険募集をはじめとする業務の適正を確保することにより、お客さまの信頼にお応えするよう努めてまいります。

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法その他の各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心がけてまいります。また、商品をおすすめする際には、お客さまに商品内容についての重要事項を十分にご理解いただけるよう「重要事項説明書」等を用いてご説明いたします。
2. きめ細かなコンサルティングサービスにより、お客さまの保険商品に関する知識、加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に沿った適切な商品をご提案するよう努めてまいります。
3. 商品をおすすめする際には、お客さまの立場にたって、販売の方法、場所、時間帯等に配慮するよう努めてまいります。
4. お客さまのプライバシーに十分配慮し、販売にあたって知り得たお客さまの情報やご契約内容等の情報については、厳格かつ適正な取り扱いを行なってまいります。
5. 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金の支払いについて「迅速・親切・適正」に処理するよう努めてまいります。
6. 適正な販売を確保するとともにお客さまサービスの向上を図るため、社内体制の整備と販売にあたる者の教育・研修に努めてまいります。
7. お客さまの様々なご意見・ご要望等の収集に努め、それを商品開発や保険販売に活かしてまいります。

7 保険金のお支払い

1. 保険金お支払いのしくみ

当社では、お客さまが事故に遭われた場合、保険金請求に係わるアドバイス、ご加入の保険契約によりお支払いできる保険金等のご案内、お支払い漏れのない確実に迅速な保険金のお支払いを行なうよう努めております。

事故の発生から保険金のお支払いまでの一般的な流れは、つぎのとおりです。

①事故のご連絡

事故が発生した場合は、事故の日時・場所・事故の概要などを当社または代理店へご連絡いただきます。

②事故の受付と保険金請求のご案内

お客さまからの事故のご連絡を受付け、ご契約の内容・条件などを確認したうえで、お客さまにお支払いできる可能性のある保険金、お手続きの流れ等をご案内いたします。

③保険金請求書類のご提出

保険金のご請求に必要な書類をお取り揃えのうえ、当社へご提出いただきます。

なお、ご提出いただけていないお客さまに対しましては、当社より定期的にご案内しております。

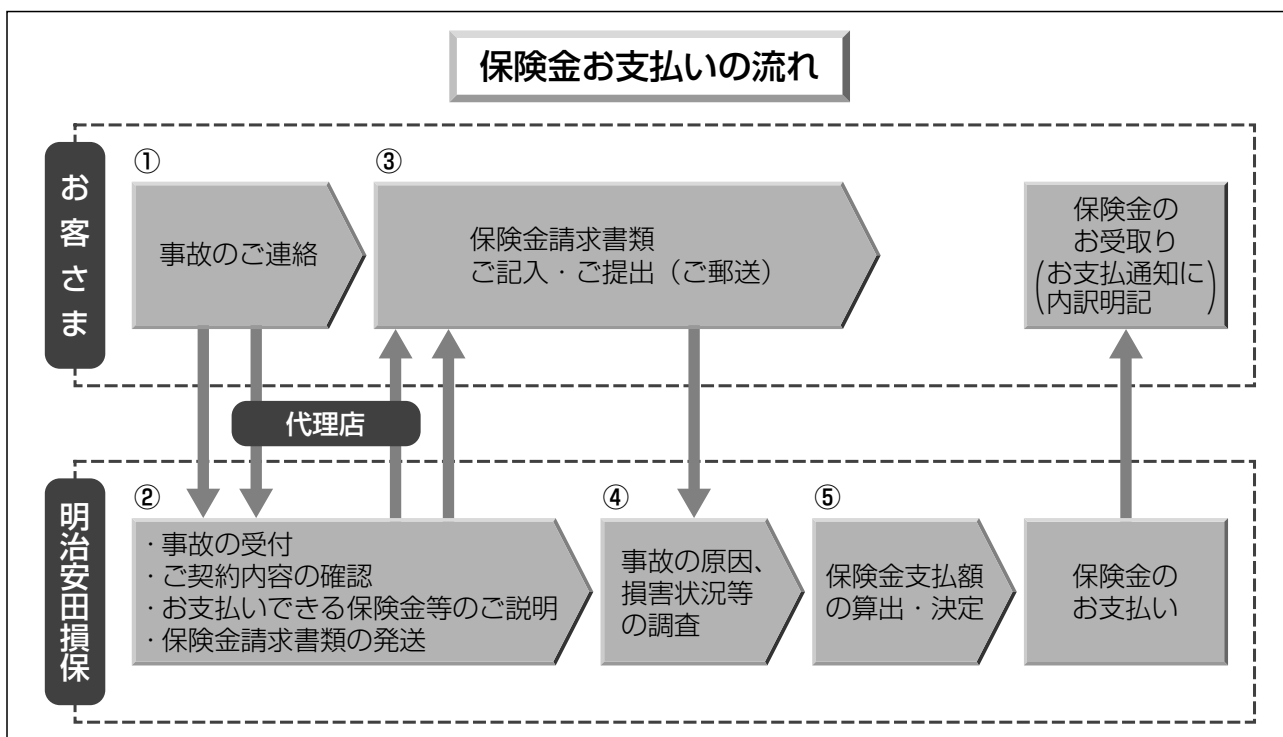
④事故の原因、損害状況等の調査

ご連絡いただいた事故内容やご提出いただいた保険金請求書類に基づき、損害状況の確認を行ないます。事故の内容によっては、お客さまの同意を得たうえで、専門の鑑定人や調査機関により事故原因・損害状況・治療の経過などについての確認を行なう場合があります。

⑤支払保険金の算出とお支払い

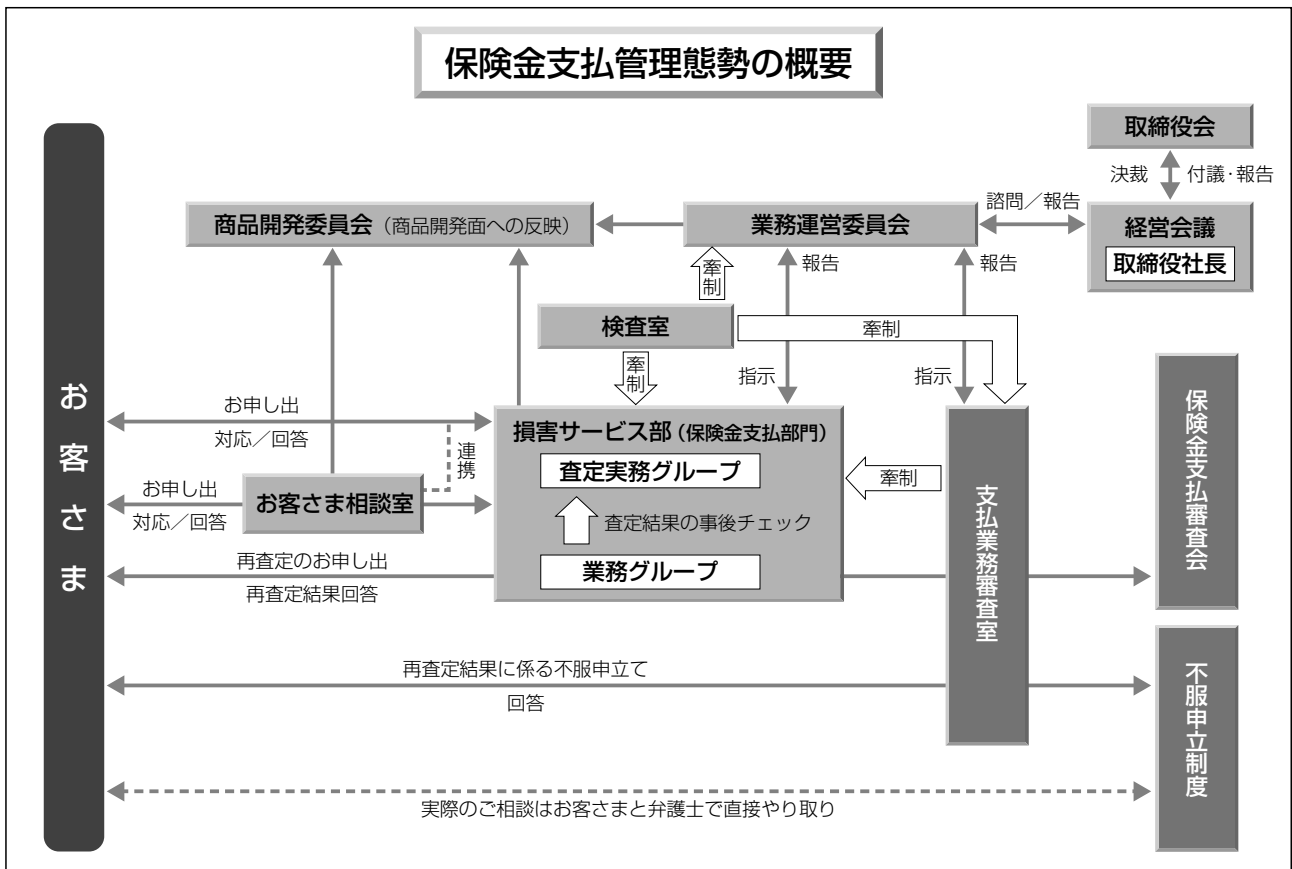
上記の調査結果に基づき、保険金額を算出しお支払いいたします。

また、お支払い内容につきましては、お支払通知にてご案内しております。



2. 保険金の適切なお支払いへの取組み

当社では、付随的な保険金の支払漏れ等により、お客さまにご迷惑をおかけしましたことを深く反省し、再発防止のため「支払業務審査室」、「保険金支払審査会」、「保険金支払に関する不服申立制度」を設置するなど、保険金支払管理態勢を整備し、保険金支払いの適切性を確保してまいります。



◆支払業務審査室

保険金支払部門から独立した組織として、保険金支払管理態勢の整備、ならびに約款解釈・査定基準等に係る基本方針等の企画・立案、査定内容の適切性の検証を行なう「支払業務審査室」を平成19年1月より設置しております。

◆保険金支払審査会

再査定のお申し出をいただいた場合などの査定結果をお客さまにご回答する前に、その判断の適切性を検証する「保険金支払審査会」を平成19年4月より設置しております。

同審査会は、保険金支払部門以外の部長で構成し、社内における保険金支払部門以外の視点で、情報確認（医師・弁護士等の第三者見解を含む）や査定判断の適切性を検証してまいります。

◆保険金支払に関する不服申立制度

保険金のお支払いに関する不服のお申し出（当社のご説明ではご納得いただけない場合）について、お客さまから直接、第三者（社外弁護士）に申し立てることができる「保険金支払に関する不服申立制度」を平成19年4月より設置しております。

不服のお申し出があった場合は、社外弁護士がお客さまの相談を受け、論点を整理するとともに、法的・客観的な観点からご説明を行ない、必要に応じて当社に対して再査定を要請いたします。

1 当社に対する行政処分等

1. 付随的な保険金の支払漏れに関する行政処分と再発防止策について

当社は、平成17年11月25日に付随的な保険金の支払漏れに関し、経営管理（ガバナンス）態勢や内部管理態勢の欠如といった構造的な問題等を理由に、金融庁より保険業法に基づく行政処分（業務改善命令）を受けました。

保険会社の基本的かつ最も重要な責務である保険金支払業務において、支払漏れという事態を生じさせ、また、調査の完了に長期間を要すこととなり、ご契約者および関係者のみなさまに多大なご迷惑をおかけしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

今後とも、お客さまの視点にたった適切な業務運営を確保するため、すでに全社を挙げて実施している業務改善への取組みを徹底して推し進め、お客さまからの早期の信頼回復に努めてまいります。

I. 調査結果および現在までの経緯

平成18年11月17日付保険業法第128条第1項に基づく報告命令に基づき、平成19年3月末までに付随的な保険金の支払漏れに係る調査を完了いたしました（2,657件、お支払見込額283,790千円の支払漏れが判明。平成19年3月末現在）。また、業務改善計画の一環として、より幅広い見地から付随的な保険金の支払漏れを調査するとともに、お客さまから事故のご連絡をいただいたご契約全般について、自主調査を行なってまいりました。

なお、付随的な保険金等の支払漏れのありましたご契約者のみなさまへは、お支払いを進め、転居先不明等によりお手続きができていない場合を除きお支払いを完了しております。

II. 主な再発防止策

※平成19年度に取組んだ再発防止策を中心に記載しております。

(1) 経営管理（ガバナンス）態勢の改善・強化

- ・ 査定判断に係る重要な判断基準を「保険金支払に関する査定基準」として明定いたしました。（平成19年10月）
- ・ 中期経営計画（平成20年4月から3カ年）の重点項目として「保険金支払態勢の強化」を明記し、今後も継続して態勢の強化に取り組んでまいります。

(2) お客さまに対する説明態勢の見直し・整備

- ・ お客さまに保険商品を適切に選択いただけるよう、適合性原則の対象外となる「事業活動に伴う損害をてん補する商品」についても、当社が注力する法人向け商品であることを踏まえ、幅広く「意向確認書面」による確認を実施しております。（平成19年4月～）
- ・ 請求を取り下げたお客さまに対して、お申し出内容、および取り下げ後も当面の間ご請求できる旨を記載した文書のご案内を郵送で開始いたしました。（平成19年9月～）

(3) 商品開発態勢の見直し・整備

- ・ 約款の平明化・簡素化を始めとした「商品管理プロセス（商品の開発・改廃）における業務品質の向上」へ向けた検討を開始いたしました。（平成20年2月～）

(4) 保険金支払管理態勢の検証・見直し

- ・ 転居先不明等で連絡がつかない等のお客さまへ当社取組みを幅広くお知らせするため、ホームページに専用項目を新設いたしました。（平成20年1月～）

2. その他の各種調査と点検について（行政処分以外）

I. 第三分野商品に係る不払事案に関する検証について

当社は、保険業法に基づく報告命令に基づき、第三分野商品に係る過去5年間の不払事案（保険金のお支払事由に該当しないと判断された事案）について適切性等に関する検証を行ないました。

検証の結果、保険金のお支払事由に該当しないとの判断が不適切であった事案が2件判明いたしました。不適切な対応のあった2件はいずれも、お支払い条件等の確認にあたり、担当者がお支払いできない事由に該当するものと誤認し、お支払いの対象外としたものであります。ご迷惑をおかけしたお客さまには丁重にお詫びのうえ、ご了解を賜り、保険金（2件合計で約260万円）をお受け取りいただきました。

II. 火災保険の適正な募集態勢等にかかる点検結果について

平成18年12月より、ご契約にあたっての適切な業務運営をより徹底する観点から、火災保険の適正な募集態勢等にかかる点検を実施してまいりました。

平成20年6月30日現在の状況といたしましては、お客さまのご住所が不明等でご連絡ができない一部のご契約、ならびにダイレクトメールにより点検にご協力をお願いした保険期間が長期のご契約等で現時点で当社あてにご連絡をいただけていないご契約等を除きまして、点検を実施してまいりました。その結果、保険料を返還すべきお客さまにはお詫び申しあげるとともに速やかに返還手続きを実施してまいりました。

本点検にあたり、お客さまに大変なお手数とご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申しあげるとともに、再発防止に努め、一刻も早い信頼回復に努めてまいります。

※当社では、平成17年4月の旧安田ライフ損害保険株式会社、旧明治損害保険株式会社の合併に先立ち、平成16年1月から順次、自動車保険、住宅火災保険などの個人分野等の一部ご契約のお引き受けを収束しておりますが、今般の点検においては、お引き受けの収束前にご契約いただいた個人分野の火災保険等を含め点検を行ないました。

本点検の主な結果につきましては、次のとおりであります。

(1) 点検の主な結果

(平成20年6月30日現在)

保険種目	点検対象 契約数	保険料を返還した契約 ^(※)		点検概要	
		契約数	返還額		
火災 保 険	平成19年3月以前実施	702件	85件	859万円	①保有データから保険料を適正化する蓋然性の高いご契約をシステム抽出し当社で点検する方法 ②企業・団体のお客さまに直面でご契約内容を確認する方法
	平成19年4月以降実施	41,842件	2,378件	6,913万円	①ご契約の更改時等に直面でご契約内容を確認する方法 ②長期のご契約等はダイレクトメールにてお客さまにご確認をお願いする方法 ③更改時に更改前契約と更改後の契約で、差異が生じていないかを当社にて点検する方法
	合計	42,544件	2,463件	7,772万円	
自動車保険	—	—	—		
その他	12,037件	1件	30万円	①ご契約の更改時等に直面でご契約内容を確認する方法 ②長期のご契約等はダイレクトメールにてお客さまにご確認をお願いする方法 ③更改時に更改前契約と更改後の契約で、差異が生じていないかを当社にて点検する方法	
合計	54,581件	2,464件	7,802万円		

※なお、平成20年6月30日現在で想定される返還見込累計は、以下のとおりです。

火災保険 : 契約数 2,545件、返還額 8,060万円
自動車保険 : 契約数 1件、返還額 1万円
その他 : 契約数 5件、返還額 42万円
合計 : 契約数 2,550件、返還額 8,102万円

(2) 保険料返還事由および再発防止に向けた取組み

本件に関する点検を行なった結果、多数の保険料割引の適用漏れ等が発生していたことから、その原因について、募集説明、教育指導、商品引受、経営管理、内部監査の各態勢に問題がなかったかといった観点から分析を行ないました。

①募集説明態勢

保険料返還を発生させた理由が地震保険建築年割引漏れ、超過保険、構造級別判定誤り等で多く発生しておりました。これらの割引等に共通するのは、お客さまからご提出いただく書類の「名称」のみのご案内にとどまり、「見本」等を添付するなどきめ細やかな対応・ご説明が十分できていなかった点が問題であったと認識し、今後は可能な限り「見本」をご提示するなど丁寧な対応を行なってまいります。

②教育指導態勢

募集説明態勢での問題と同様、「見本」をご提示してお客さまにご説明することを徹底して教育指導できていなかったことや、書類の入手方法まで丁寧にご案内するための教育指導がなされていなかったことから、今後は、こうしたお客さまへのご案内のチェックポイントを要約し、代理店等への教育指導を行なってまいります。また、更改の前後において保険料が大きく変更された場合などには、その内容をより精査するなどの教育指導等も行なってまいります。

③商品引受態勢

保険料返還事由のうち、超過保険については、所在地、建物構造、用途等により保険料が決定するなど難易度が高いにもかかわらず、単に計算シートを参考資料として提供するにとどまっていた点などを見直し、基本的な考え方をわかりやすく解説した資料の提供等、理解を促す取組みを行ない、保険金額設定をより厳正に行なってまいります。また、お客さまや取扱代理店にとってよりわかりやすい商品を提供するための取組みとして、当社商品について構造判定の簡素化や各種割引の整理・統合に取り組んでまいります。

④経営管理態勢

従来より、苦情等については、お客さま相談室を設置し一元的に取り扱う態勢で取り組んでまいりました。お客さま相談室に入った各種苦情等は関連部門へ速やかに連携し対応してまいりましたが、個別の苦情対応を優先したことから、苦情の全体から態勢を見直すなどの対応は十分に行なわれておりませんでした。

今後は、苦情等を受け付けた部門から関連部門へ連携する際に、「このような影響が考えられる」など、情報から想定されるリスク等を明示するなど連携して態勢の見直しが速やかに行なわれるよう取り組んでまいります。

⑤内部監査態勢

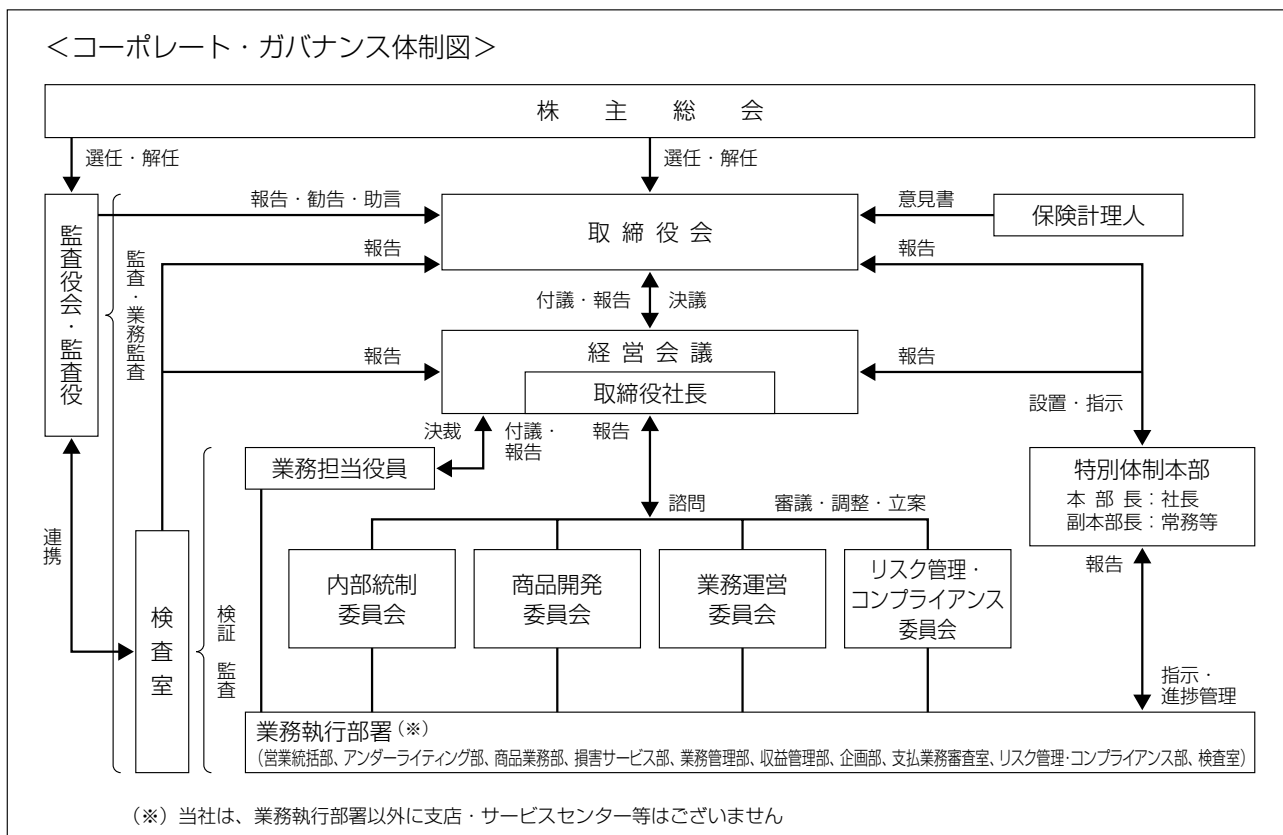
当社の内部監査部門では、毎年各部門に対して最低1回以上の社内検査を行なうとともに、大規模代理店等に対して直接検査を行なってまいりました。あわせ、コンプライアンス部門に専任の代理店監査担当を配置して、年1回の代理店監査を実施してまいりました。これらの取組みを行なってまいりましたが、検査項目や代理店監査項目が、保険料の収受に関する内容が中心となっていたことから、今後は、商品内容に関する知識度や、重要事項説明の内容がどのように行なわれているかまで検査、監査を行なってまいります。

(3) 今後の取組み

- ①今般の点検では、お客さまに直接ダイレクトメールをお送りして、ご契約の内容の適切性に関してお客さまから直接ご回答をいただくなどの対応を行なってまいりました。ダイレクトメールをお送りした際にご回答、ご返送いただけていないお客さまへは、複数回（3回）ダイレクトメールをお送りするとともに、記入方法等が「わからない」場合には、「わからない」旨を記載する欄を設けるなどして、出来る限りお客さまに回答のご負担をおかけしない対応を講じてまいりました。引き続き記入方法等がご不明のお客さまもいらっしゃることを前提に、ご照会窓口を明確にして対応してまいります。また、ご住所が不明等のお客さまへは、複数回の住所調査により、ご連絡先の確認に取り組んでまいりましたが、ホームページにご案内欄を設けるなどして、今後とも、幅広くご案内を続けてまいります。
- ②また、ダイレクトメールのご返送をいただけていないお客さまにつきましては、ご契約が有効期間中は、毎年1回定期的にご案内をお送りしますので、ご連絡いただければいつでも点検を行なう旨ご案内してまいります。
- ③更改前契約と更改後の契約で、割引等を含め、保険料に差が生じている場合には念のため確認するという内部監査や、事後にサンプル的に契約を抽出するなどして対象物件が正しかったか、その他、契約の引受けに関して適切な対応が行なわれていたかなどを直接確認するといった対応を、今後とも引き続き行なってまいります。
- ④これらのお客さまからのご連絡により点検を行なった結果、保険料の返還を要することが判明した場合には、速やかに返還手続きを進めさせていただきます。

2 コーポレート・ガバナンス体制

当社は、一日も早くお客さまの信頼を回復し、「お客さまを大切にする会社」として、将来にわたり発展を遂げるべく、「経営管理態勢、コンプライアンス態勢の継続整備と実効性確保」を重要な経営課題と位置付けております。経営資源の効率的な活用、適切なリスク管理および相互牽制機能の発揮などにより、経営基盤・態勢の拡充を推進してまいります。



3 内部統制環境の整備

公正で効率的な事業運営を確保し、お客さまをはじめとする社会の信頼と期待にお応えすることは、企業の基本的な責務であります。当社はこのような認識のもと、「お客さまを大切にする会社」を実現するよう、内部統制の充実に努めております。

内部統制とは、企業がその業務を適正かつ効果的に遂行するために、業務・経営に従事する全ての職員・役員により実行される、法令等の遵守（コンプライアンス）、リスクの抽出と対応（リスク管理）、財務報告の信頼性確保および業務の効率化等の取組みをいいます。

当社では、内部統制システムの整備・高度化に関する事項について、体系的かつ組織横断的な視点から検討を行なうことを目的に、経営会議の諮問機関として、「内部統制委員会」を設置しております。

「内部統制委員会」では、内部統制システムの基本方針の策定、財務諸表についての経営責任明確化への対応等について検討しております。

さらに、リスクの縮減等を目的として、各組織において業務プロセス上想定されるリスクとそのコントロール状況を文書化し、自らが評価する「見える化プロジェクト」に着手いたしました。今後は、この取組みによって把握した業務プロセスならびにそのリスクとコントロール状況をもとに、リスク発生の未然防止・縮減を図ってまいります。

また、以下の内部統制システムの基本方針を適切に実施するため、内部統制システムの整備を継続的に推進するとともに、各組織の内部管理自己点検をふまえた適切な内部監査を実施してまいります。

内部統制システムの基本方針

当社は、明治安田生命グループの「お客さまを大切にする会社に徹し、クオリティの高い総合保障サービスを提供し、確かな安心と豊かさをお届けする」という経営理念のもと、明治安田生命の生命保険事業とのシナジー効果を発揮して、特色のある付加価値の高い保険サービスをご提供することにより、お客さまから信認される損害保険会社を目指し、これらの実現のために内部統制システムの基本方針について、下記のとおり定める。

I. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(コンプライアンス基本規程、コンプライアンス誓約書、コンプライアンス・マニュアル)

当社は、コンプライアンス（法令等遵守）に係る基本方針・遵守基準である「行動憲章」および会社におけるコンプライアンスの推進のための基本的事項を定めた「コンプライアンス基本規程」を制定するとともに、全取締役がコンプライアンス誓約書を取締役社長に提出し、コンプライアンスの推進を誠実かつ率先垂範して取り組む。あわせて、コンプライアンス・マニュアルを取締役および使用人に配布し、周知徹底する。

(コンプライアンスに関する委員会・取締役の基本姿勢)

当社は、経営会議の諮問機関として、代表取締役を含む全取締役が出席するリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進にかかわる重要な事項等に関して審議する。取締役はその審議をふまえ、実効性の高いコンプライアンス態勢を構築・維持する。なお、重要事項については経営会議、取締役会に報告する。

(コンプライアンス統括部署・法令遵守責任者等)

当社は、コンプライアンスに関する事項を一元管理する部署としてリスク管理・コンプライアンス部を設置するとともに、各所属におけるコンプライアンスの推進およびコンプライアンス違反（懸念）事象が発生した場合に対応するため、全所属に法令遵守責任者・法令遵守担当者を配置する。

(コンプライアンス・プログラム)

当社は、コンプライアンス態勢を推進するため、具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を全社・本社各部ごとに策定し、リスク管理・コンプライアンス部がその計画内容および実施状況の検証・指導を行なう。

(コンプライアンス違反（懸念）事象発生時の対応)

当社は、コンプライアンス違反（懸念）事象が適切にリスク管理・コンプライアンス部および取締役会等に報告されるよう、法令遵守責任者等を通じた報告体制を構築し、あわせて明治安田生命の設置する内部通報窓口をグループとして利用する。報告された事象については、適切な調査を行ない、分析に基づいて改善に向けた取組みを行なうとともに、コンプライアンス違反については規程に基づき厳正に対処する。

(反社会的勢力への対応)

当社は、反社会的勢力による不当要求等への対応については、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行ない、反社会的勢力には警察等関連機関、明治安田生命とも連携し毅然と対応していく。

II. 業務の執行の適正を確保するために必要な体制

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(情報の保存および管理に関する規程)

当社は、取締役の意思決定、および職務執行に係る情報（取締役会、経営会議等、各種会議の議事録および資料等）について、「情報管理基本規程」等に基づいて適切に管理し、「文書保存期間規程」に従い適切に保存および管理を行なう。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(リスク管理基本規程)

当社は、会社の行なう業務全般に係る諸リスクを適切に管理することが、健全かつ適切な業務運営の確保に資するとの認識のもと、リスク管理を最も重要な経営上の取組みのひとつと位置付け、取締役会がリスク管理態勢を構築し、その有効性・適切性を維持するための基本的事項を定めた「リスク管理基本規程」を制定するとともに、リスク管理基本方針を定める。

(リスク管理に関する委員会)

当社は、経営会議の諮問機関として、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、各種リスク管理の方針等に関する審議等を行ない、重要事項については経営会議、取締役会に報告する。

(リスク管理統括部署、リスク管理責任者等)

当社は、全社的なリスク管理態勢の整備・推進を行なう部署としてリスク管理・コンプライアンス部を設置するとともに、各所属におけるリスク管理態勢を推進するため、全所属にリスク管理責任者・リスク管理担当者を配置する。

(リスク管理態勢・方針)

当社は、リスク管理の実施に当たり、保険会社向けの総合的な監督指針、金融コングロマリット監督指針、保険検査マニュアル等をふまえ、当社固有のリスクを十分認識したうえで、リスク類別および組織別にリスク管理態勢を整備する。また、社会情勢やお客さま等利害関係者の期待が変化・進展することを十分認識し、リスク管理態勢・方針を必要に応じ見直す。加えて、危機が発生した場合の迅速な対応を行なうための体制を整備する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(職務権限規程・経営会議)

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」により、取締役の権限および責任の範囲を適切に定め、あわせて取締役への報告ルールを定めることで、取締役が効率的に職務執行する体制を確保する。また、経営上重要な事項については、経営会議における協議を行ない、そのうち、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、取締役会での審議を経て決定を行なう。

(中期経営計画の策定)

取締役等は、「経営計画規程」に基づき体系的に策定された中期経営計画および年度経営計画に基づいて、職務の執行を行ない、その状況を定期的に検証する。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制

(代表者確認)

当社は、経理関係規程に基づき適正な財務報告が行なわれるよう、代表者確認に関する規程・基準を制定し、必要な体制を整備する。

5. 相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(グループにおける管理規程)

当社は、明治安田生命が定めた「関連会社管理規程」に基づき、明治安田生命との間で業務運営に関する「覚書」を締結し、企業集団として取り組むべき業務運営態勢、コンプライアンス・リスク管理態勢の整備に努める。

(グループにおける内部統制)

当社は、リスク管理、コンプライアンス体制およびお客さま対応体制を一元的に管理する統括部署として、リスク管理・コンプライアンス部を設置し、明治安田生命グループの統括部署との連携を図りつつ、内部統制の実効性を高める。

(不適切な取引への対応)

当社は、明治安田生命グループ間取引に際し、アームズ・レングス・ルールに抵触する取引等を含めた不適切な取引の発生防止に努める。

(モニタリング)

当社の内部監査部門等は、当社および明治安田生命グループ各社で当社の業務を委託している先に対する内部監査を定期的実施し、その結果を被監査部署・被監査会社に通知し、指摘事項に対する改善策の立案を求め、改善策の進捗状況を定期的に確認するとともに、当社の取締役等に適宜状況を報告する。

また、当社は、明治安田生命の「関連会社管理規程」に基づき、明治安田生命の内部監査部門等の内部監査を定期的を受け、指摘事項に対する改善策を報告する。加えて、明治安田生命の役職員等を非常勤監査役として配置することで、グループ会社の健全性確保の検証に努める。

(グループ会社における健全性等に影響を及ぼす可能性がある事象についての報告体制)

グループ会社において生じ得る不祥事件等が、当社やグループ各社の健全性等に影響を及ぼす可能性があるとの認識に基づき、重大な不祥事件等が生じた場合、その影響のグループ各社への波及性を検証のうえ、速やかに明治安田生命に報告する体制を整備する。

III. 監査役の職務の執行のため必要な体制

1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(監査役、監査補助者)

当社は、監査役が、監査の実施上必要がある場合は、取締役と協議のうえ、内部監査部門に所属する使用人を監査補助者とするにより、他の取締役からの指揮命令を受けずに監査役を補助する組織・要員を確保する。

(内部監査部門への要員配置)

内部監査部門には、監査が実効的に行なわれるために、それに必要な知識能力を備えた使用人を継続的に配置する。

(独立性の確保)

監査補助者および監査の対象とされた部門に所属する使用人は、取締役からの独立性の確保に留意し、監査に関しては、監査役の指揮命令を受ける体制とする。

2. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(監査役への報告)

当社は、以下の事項を中心に、重要会議への監査役出席、代表取締役等と監査役との定期的な意見交換機会の確保、その他取締役および使用人から監査役への個別報告を通じ、監査役への適切な報告体制を確保する。

- ① 当社の事業の状況、業務および財産の状況
- ② 内部統制システムの構築状況および運用状況
- ③ 苦情の処理およびグループとして利用する内部通報制度の利用の状況
- ④ 監査役が必要と認めるグループ各社への委託業務に係る業務遂行状況および内部監査等の実施状況
- ⑤ その他監査役が監査上報告を受けることが必要と認める当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項

3. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(内部監査部門との連携)

当社は、監査役が当社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務を遂行するにあたり、内部監査部門等から監査等の結果の報告を受けるとともに、必要に応じ内部監査部門に対して調査を求める等、内部監査部門との緊密な関係を保ち、効率的な監査を実施するための体制を確保する。

(文書・規程类等重要な記録の確認)

当社は、監査役が所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ保存および管理されているかを調査し、監査を実効的に行なうための体制を確保する。

当社は、上記の内部統制システムの基本方針を適切に実施するため、経営会議の諮問機関として内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備を継続的に推進するとともに、各組織の内部管理自己点検をふまえた適切な内部監査を実施する。

4 リスク管理体制

○リスク管理方針

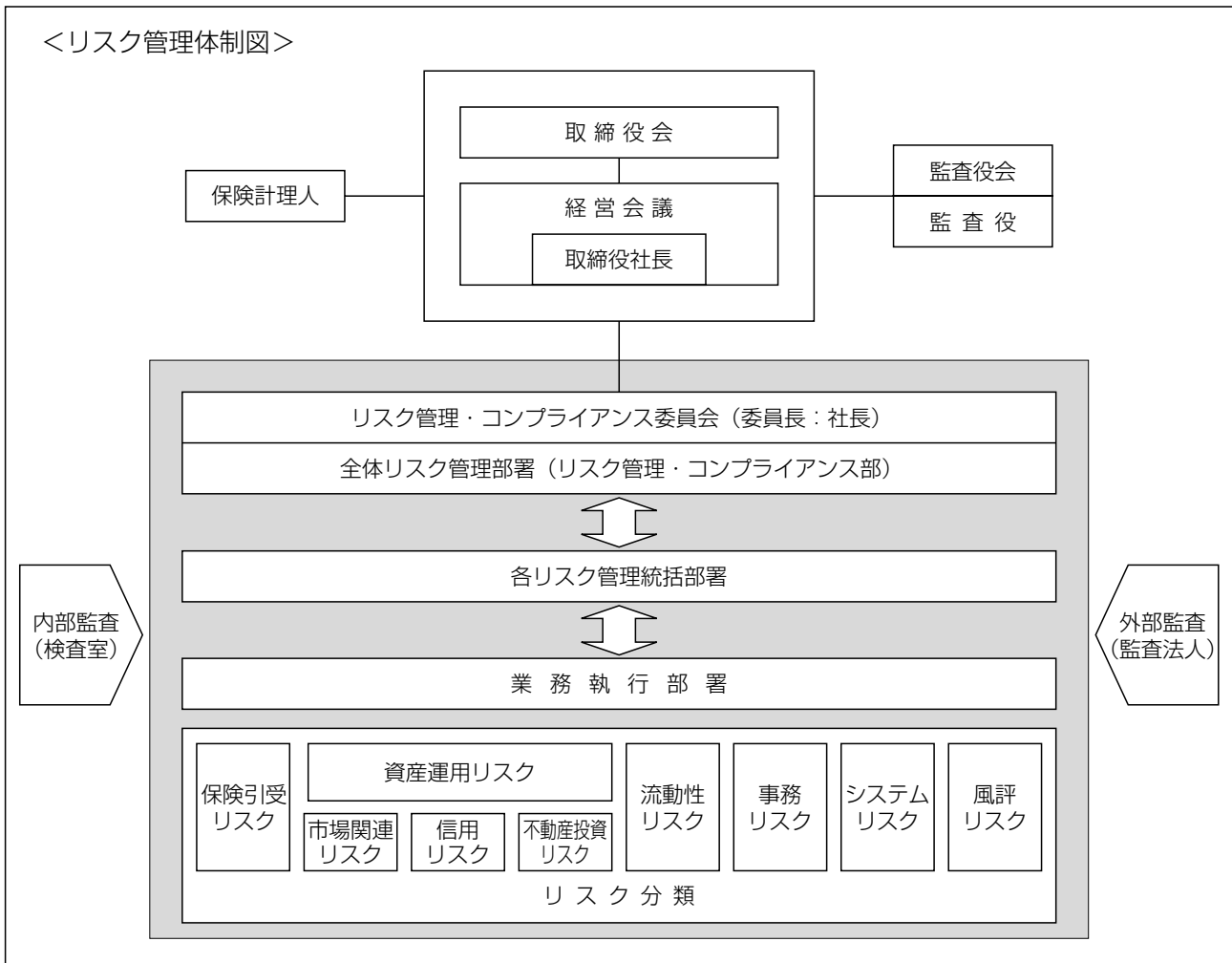
損害保険会社が抱える経営リスクが多様化・増大化するなか、リスク全般の把握とその管理体制の強化が経営の重要課題となっております。

こうした状況に鑑み、当社ではリスク管理への取組みを重要な経営課題と位置付け、各種リスクを分類・体系化し、リスク管理の強化に努めております。今後とも、リスク管理への取組みに注力し、健全な事業運営を維持・確保することで、お客さまの信頼にお応えしてまいります。

○リスク管理体制

当社では、各種リスクに対し統括部署を定め管理するとともに、リスク全般を統括管理する組織として「リスク管理・コンプライアンス委員会」を社内に設置し、各部署間の相互の連携・チェックに基づいた、より実効性のあるリスク管理へ向けた検討を行なっております。

また、取締役会および経営会議では、定期的に「リスク管理・コンプライアンス委員会」における取組みについて報告を受け、経営に重大な影響を与えるリスク情報等を把握・確認するとともに、必要な対応策について指示・決定しております。



○リスクの種類と管理への取組み

当社では、損害保険事業に係るリスクを次のように分類し、それぞれのリスクの特性に応じた対応を行なっています。

（１）保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、保険事故の発生状況、金利動向・経済情勢等をふまえつつ、保険商品の収支状況の分析、将来収支予測等を実施してリスクの把握に努めるとともに、リスクの特性・規模に応じた諸準備金の積立て、再保険手配を実施しています。あわせて保険の引受にあたっては、リスクの特性に応じ設定された引受基準を厳正に運用しています。

●再保険の方針

出再については、お引き受けした契約に係るリスクを調査・分析し、損害額が常に当社の担保力の範囲内に収まるよう、再保険を手配することとしています。

また、数年・数十年に一度という異常自然災害に対しても、確率的手法によるリスク計量化により予想損害額を推定し、異常危険準備金の積立状況を勘案のうえ、集積再保険カバーを手配しています。

出再先の選定にあたっては信用力を最重視し、財務健全性に係る情報を常に注視しつつ取引を実施しています。

受再については、原則として日本国内のリスクに限定し、リスクを精査して慎重な判断の下に引受を行なっています。

（注）再保険のしくみについては、P.16を参照ください。

(2) 資産運用リスク

ア. 市場関連リスク

市場関連リスクとは、金利・株価・為替レート等が変動することにより運用資産の価値が下落して損失を被るリスク、あるいは市場の混乱等を起因として不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、市場関連リスクの管理にあたっては、運用資産の残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、限度枠を設定することにより損失を一定範囲に収めるよう努めています。さらに、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、当社ではVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、ストレステストを定期的に行なっています。具体的には、過去の経済危機等の相場急変時や、市場環境見通しの中で想定される最悪のリスクシナリオに基づき、現在保有している運用資産ではどの程度の損失が発生するかを試算し検証しています。

イ. 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクをいいます。

当社では、個別取引ごとにリスクを慎重に見極め、安全性・収益性・健全性が高いと判断される対象に限定して運用を行なうとともに、保有資産全体の安全性・健全性に鑑み、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう運用先の分散を図っています。とくに高額の投融資や重要度の高い案件については、経営会議等で慎重に検討のうえ、決裁する体制となっています。また、個別信用供与先の適切な管理のため、信用供与先の信用力について把握・分析を継続的に行ない、適切なリスク管理に努めています。

ウ. 不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動等を要因として不動産にかかる収益が減少する、または市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少し、損失を被るリスクをいいます。

当社では、土地の含み損益、利回り、賃料・空室率等の不動産投資リスクの状況を把握し、一定の基準を下回る不動産に対しては適切に対処することとしています。

(3) 流動性リスク

流動性リスクとは、資金繰りが悪化し、資金の確保のために通常よりも著しく低い価格で資産の売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、大口の資金移動に関する情報収集・分析を行ない、適切な資金繰り管理に努めるとともに、大規模災害発生時の資金確保態勢にも留意し、資金調達のための資産の流動化が円滑に行なえるよう、常時取引環境等を注視しています。

●資産・負債の総合的管理について

積立保険等の保険負債について、当社では、その特性に即した安定的な資産運用がはかられるよう、資産・負債の総合的管理に努めております。具体的には、主たる投資対象である公社債を中心に、金利リスク、信用リスク、償還バランス等を随時把握・管理し、資産運用リスクを一定範囲にコントロールするとともに、将来キャッシュフローの分析を実施しております。

(4) 事務リスク

事務リスクとは、正確かつ迅速な事務を怠ること、正当な理由なく事務処理を放置、長期遅延させること、あるいは事故・不正等を引き起こすことにより、当社またはお客さまが損失を被るリスクをいいます。

当社では、各業務分野について、事務手順・ルール等に関するマニュアル等の整備を行なうとともに、所属部署における自己点検や検査室による内部検査等を通じ、事務の改善、事務水準の向上に努めています。なお、事務リスクを含む各種リスクの縮減等を目的として、「内部統制委員会」のもとに「見える化部会」を設置し、平成20年度より業務プロセスの検証ならびに業務プロセス上想定されるリスクの顕在化と対応策の検討に着手しております。

(5) システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い、当社またはお客さまが損失を被るリスクおよびコンピュータが不正に利用されることにより、当社またはお客さまが損失を被るリスクをいいます。

当社では、情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）や安全対策基準等を定め、リスクの低減に努めています。

また、広域災害などによるコンピュータシステム停止時における対応計画（コンティンジェンシープラン）を策定し、不測事態に対処できるよう体制整備を行なっています。

(6) 風評リスク

風評リスクとは、当社または損害保険業界に関する悪評・信用不安情報等が、マスコミ、インターネット等の媒体を通じ保険契約者、社会に広がり、当社の業績に悪影響が生じること等により、当社および明治安田生命グループが損失を被るリスクをいいます。

当社では、インターネット、新聞、雑誌等の媒体を通じて、風評情報を把握する体制を整備しています。

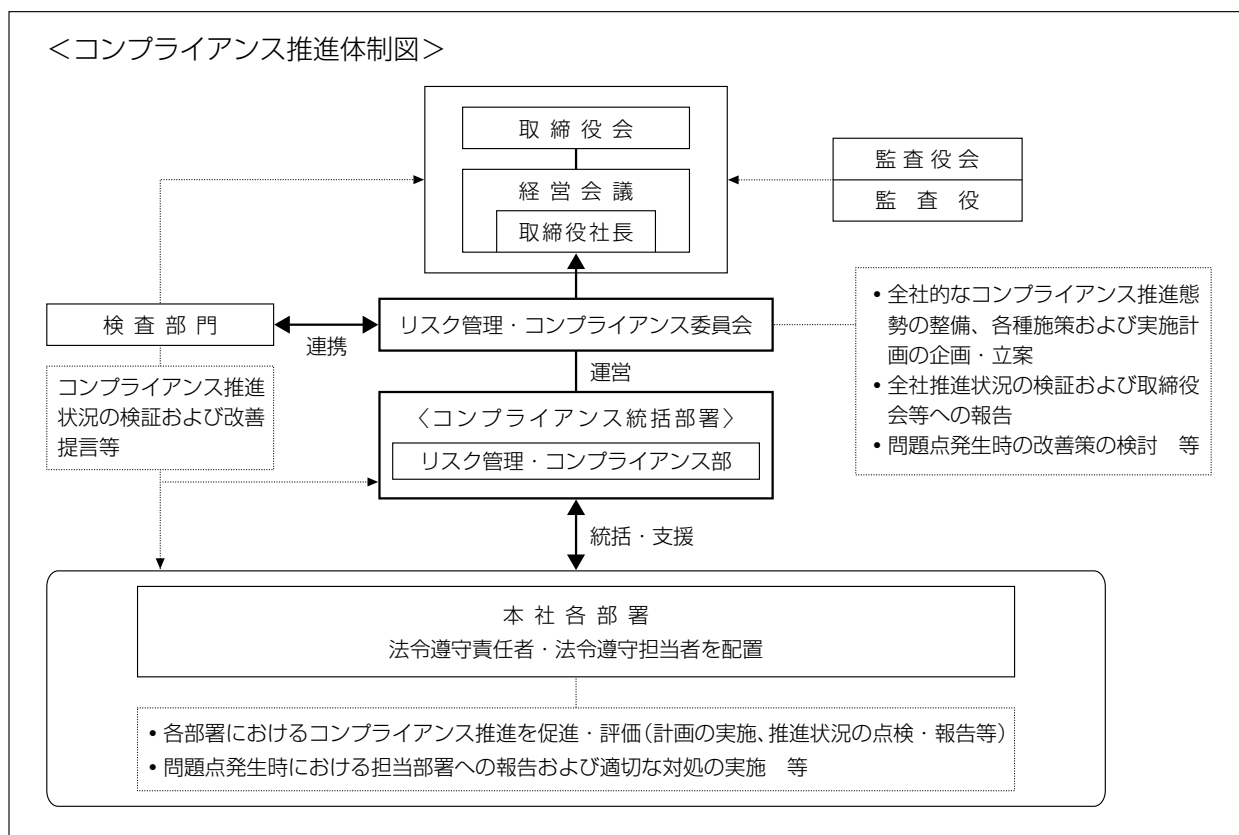
把握した風評情報が当社および明治安田生命グループに悪影響をおよぼす懸念があると判断した場合には、風評リスクを軽減・回避するために、風評リスクの管理・対応を明記した風評リスク管理規程等に基づき、迅速かつ的確な対応策を講じる体制をとっています。

5 法令等遵守体制

当社では、損害保険事業の高い公共性に鑑み、法令等遵守（コンプライアンス）を経営の基本に位置づけております。

そして、法令等遵守に関する実行計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、全社をあげての取組みを推進しております。

この法令等遵守への取組みは、「リスク管理・コンプライアンス委員会」が統括管理し、その取組み状況を定期的に経営会議および取締役会に報告して、全役職員の法令等遵守意識の浸透を図っております。



具体的な取組み内容は以下のとおりです。

1. 行動憲章及び職務遂行基本ルール of 策定

当社ではコンプライアンスを推進するため、コンプライアンスに関する企業行動の基本方針として「行動憲章」を、役職員の行動指針・遵守基準として「職務遂行基本ルール」を策定しております。具体的には、法律はもとより、社会の良識や常識、慣行を含めた社会一般・株主・消費者が求めるルールに適った企業行動が求められており、こうした要請に積極的に対応したものであります。

「行動憲章」および「職務遂行基本ルール」の項目はつぎのとおりであります。

1. 法令等の遵守
2. 公正かつ自由な競争
3. 適正な保険募集とお客さまサービス
4. 健全かつ適切な資産運用
5. お客さまに関する情報の厳正管理
6. 経営情報の開示
7. 人権の尊重
8. 良好な職場環境の維持
9. 反社会的勢力への対応
10. 違反行為の防止

2. コンプライアンス・マニュアルの作成等

当社の法令等遵守に関する基本方針および運営等を定めた「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、社内徹底を図ることにより、法令等遵守を重視する企業風土の醸成に努めております。

●保険募集における法令等遵守への取組み

保険募集におけるコンプライアンスに関するマニュアルを作成し、代理店に対し法令等遵守を徹底しております。また、適正な商品販売をお客さまにお約束するものとして「明治安田損害保険の販売・サービス方針」を公表しております。

3. 社外・社内の監査・検査体制

●社外の監査・検査体制

当社は、保険業法第129条、同法第305条の定めにより金融庁検査局および財務省財務局の検査を受けることになっています。

このほか社外の監査として、法令に基づく会計監査人（あずさ監査法人）の会計監査を受けています。

●社内の監査・検査体制

当社では社内の監査・検査体制として、監査役が行なう監査と、内部監査部門による社内検査があります。

各部門の内部管理態勢などについての、適切性・有効性・効率性等を検証し、問題点の指摘・改善に向けた提言を行なう内部監査部門として、検査室を設置しています。

検査室は、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢など内部統制機能の発揮状況に重点をおいた検査および保有資産の健全性確保のための資産自己査定に対する監査等を実施しています。また、各部門は内部管理の一環として定期的に自己点検を実施しており、自己点検の実施状況についても、検査時に検証しています。検査の対象は、営業部門・損害サービス部門をはじめ本社内の全ての部門および業務委託会社（一部の大規模代理店を含む）としております。

検査・監査結果については、問題点の指摘および改善提言を行ない、各部門にフィードバックするとともに、定期的に経営陣に報告しています。また、指摘事項に対する改善計画および改善状況について各部門から報告を求め、改善状況のフォローアップを実施し、リスク管理の強化・コンプライアンス遵守およびこれらを通じたコーポレートガバナンスの確立に努めております。

4. 個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）

当社では、お客さまからお預かりする情報を厳正に利用、保護するため、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」およびその他関連法令・ガイドラインや（社）日本損害保険協会の策定する「損害保険会社に係る個人情報保護指針」等をふまえた社内管理態勢の整備に取り組んでおります。具体的には、当社の「個人情報保護に関する基本方針」として、「個人情報保護宣言」および「個人情報保護方針」を定めるとともに、当社ホームページでこれを開示しております。また、個人情報の保護・管理に係る社内規程および組織体制の整備、社内教育・研修を行なうなど、全社的な取組みを推進しております。

個人情報保護宣言

- 当社は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに関し、お客さまからお預かりしている大切な情報の適正な利用と保護に努めます。
- 当社は、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、その他の関連法令・ガイドラインや(社)日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」ならびに当社「個人情報保護方針」等を遵守するとともに、継続的な個人情報の管理態勢の整備に努めます。
- 当社は、個人情報の取扱いが適正に行なわれるように従業者への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行なわれるよう取り組んでまいります。

個人情報保護方針

1. 個人情報の定義

個人情報とは、個人に関する情報であり、当該情報に含まれるお名前、生年月日等により個人を特定できるものをいいます。

2. 個人情報の種類

保険契約のお引き受け等に必要な情報として、お客さまのお名前・住所・生年月日・性別・健康状態・職業等を収集させていただきます。また、当社が提供する各種サービスに関連し、必要な情報のご提出をお願いする場合があります。

3. 個人情報の収集方法

主に申込書・契約書・アンケートにより、お客さまに関する情報を収集させていただきます。また、キャンペーン等の実施により、はがき等で情報を収集させていただく場合があります。お客さまの情報を収集するにあたっては、個人情報の保護に関する法律・保険業法・その他法令等に照らし、適正な方法で行なうこととします。

4. 個人情報の利用目的

お客さまからの情報は、必要に応じ、以下の目的のために利用させていただきます。

- ・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い
- ・当社が有する債権の回収
- ・再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

※利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

5. 個人情報の提供

お客さまからの情報を外部に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく提供いたしません。

- ・法令により必要とされる場合
- ・人の命、身体または財産の保護のために必要とされる場合
- ・公共の利益のために必要とされる場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・損害保険会社等の間で共同利用を行なう場合（注1～注4）
- ・その他特定の者と共同で利用する場合

当社は、主に以下の場合に、ご本人の同意を得た上で、第三者に個人データを提供することがあります。

- ・医療機関等の関係先に業務上必要な範囲内で提供する場合
- ・再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求

（注1）当社は、保険契約のお引き受け又は保険金の請求に際して行なわれる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠償保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用いたします。

詳細につきましては、(社)日本損害保険協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp/>）または損害保険料率算出機構のホームページ（<http://www.nlro.or.jp/>）をご覧ください。

〈お問い合わせ先〉

(社)日本損害保険協会
所在地：〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地
電話：03-3255-1467
(受付時間 午前9時～午後5時 土・日・祝祭日および年末年始を除く)
ホームページアドレス：http://www.sonpo.or.jp/

損害保険料率算出機構
所在地：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1丁目9番地
電話：03-3233-4141
(受付時間 午前9時～午後5時 土・日・祝祭日および年末年始を除く)
ホームページアドレス：http://www.nliro.or.jp/

(注2) 当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車に係る自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険の契約期間が満了していると思われるご契約者に対し継続契約の締結確認はがきを出状するため、自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用します。詳細につきましては同省のホームページ (<http://www.mlit.go.jp/>) をご覧ください。

共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。

- ・ 契約者の氏名、住所、証明書番号、保険期間
- ・ 自動車の種別、車体番号、標識番号または車両番号

(注3) 当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店の委託等のために、(社)日本損害保険協会が実施する損害保険募集人試験等の合格者情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、(社)日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp/>) をご覧ください。

(注4) 共同利用を行なう場合における、明治安田生命グループ会社につきましては、明治安田生命保険相互会社のホームページ (<http://www.meijiyasuda.co.jp/>) をご参照ください。

6. 情報の開示・訂正等

お客さまからご自身に関する情報の開示・訂正・削除・利用停止の依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。

7. 情報の管理

お客さまに関する情報は、正確かつ最新の内容を保つよう常に適切な措置を講じております。また、お客さま情報への不当なアクセス、個人情報の紛失、漏洩、毀損等の危険に対して必要な対策を講じるように努めております。さらに、従業者、委託先に対して必要かつ適切な監督を行なっております。

また、当社では情報管理に係る事項を推進する部門として「リスク管理・コンプライアンス部」を設置するとともに、当社内に「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設け、全社横断的に、お客さまに関する情報の保護に向けた取り組みを推進しております。

8. センシティブ情報のお取扱い

当社は、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活並びに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行ないません。

- ・ 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・ 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・ 法令に基づく場合
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ・ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

個人情報の開示、訂正等のご請求

「情報の開示、訂正等」のご請求は、下記 当社お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お客さまからご自身に関する情報の開示・訂正・削除・利用停止の依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の申請書等をご用意いただいたうえで手続きを行なうこととしており、特別の理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。

なお、個人情報保護法に基づくご請求の場合などは、回答にあたりまして手数料を徴収させていただく場合がございます。

当社お問い合わせ窓口

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、苦情等は、下記までお問い合わせください。

明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室

電話：03-3257-3120

（受付時間 午前9時～午後5時 土・日・祝日および年末年始を除く）

※当社へのお問い合わせ・ご照会のお電話は、通話確認のため、録音させていただくことがあります。

なお当社におけるお客さまに関する情報については、「個人情報保護に関する基本方針」に基づきお取扱いいたします。

認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である（社）日本損害保険協会に加盟しております。同協会では、加盟会社の個人情報の取扱いに関する相談・苦情を受け付けております。

（社）日本損害保険協会 そんがいほけん相談室

所在地：〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電話：03-3255-1470

（受付時間 午前9時～午後5時 土・日・祝日および年末年始を除く）

ホームページアドレス：<http://www.sonpo.or.jp/>

6 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性

医療保険や介護保険等のいわゆる第三分野保険の保険事故発生率は、医療政策等の外的要因等の影響を受けやすく、長期的な不確実性を有していると言われております。

法令では、以下の事項を通じて、第三分野保険において健全な保険数理に基づく責任準備金の確認の合理性及び妥当性を確保することが求められています。

○第三分野保険における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

当社では、第三分野保険の保険事故発生率に係る不確実性（第三分野保険の保険リスク）に対して、ストレステストおよび負債十分性テストを行ない、十分な責任準備金の積立水準が確保されるよう努めております。

※ストレステストとは、保険料率の計算基礎としている保険事故発生率（予定事故発生率）が、十分なリスクをカバーしていることを確認するテストです。また、負債十分性テストは、ストレステストの結果、十分なリスクをカバーしていない恐れがある場合に実施するより詳細なテストです。

○ストレステストおよび負債十分性テストにおける危険発生率等の設定水準の合理性及び妥当性

法令では、ストレステストおよび負債十分性テストは、予定事故発生率が同じ商品ごとに一定程度のリスクを加味して設定した保険事故発生率（危険発生率）を用いて実施することが求められています。

当社では、過去の保険事故発生率実績に基づきリスクを加味した保険事故発生率（危険発生率）を用いることで、設定水準の合理性及び妥当性が確保されるよう努めております。

○テストの結果

法令では、これらのテスト結果から、必要に応じて危険準備金や追加責任準備金を積み立てることが求められています。

当社では、平成20年3月末のストレステストの結果から、第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金および追加責任準備金の積立は行ないませんでした。

なお、ストレステストの実施にあたっては、実施部署は、危険準備金の算出状況や実施基準の制定ならびに重要な変更などについて、保険引受リスク管理統括部署へ報告することとし、相互に牽制機能を確認しています。あわせ、牽制機能が確保されているかを「リスク管理・コンプライアンス委員会」において横断的に検証しております。

1 平成19年度の事業概況

○経営環境

平成19年度の日本経済は、EUや新興諸国向けを中心に輸出が増加したものの、定率減税の廃止等に伴う公的負担の増加や賃金の伸び悩みなどから個人消費が鈍化したほか、改正建築基準法の影響で住宅投資が大幅に減少するなど、内需は弱含みの展開が続きました。年明け以降は、円高や商品市況高の進行に加え、サブプライム問題を背景に米国景気が減速基調を強めたことで、輸出についても腰折れ懸念が高まったことから、国内景気の先行き不透明感が広がりました。

損害保険業界におきましては、自動車販売台数や住宅着工件数等の低迷を受け、全体では減収基調となりましたが、企業収益の改善等を背景として、企業向け保険は堅調に推移しました。一方、付随的な保険金の支払漏れ、第三分野商品の不適切な不払い等ならびに火災保険料率の適用誤り等の再発防止および信頼回復にむけた業務改善の取組みが急務となっております。

○事業の経過

このような情勢のもと、当社におきましても、引き続き、内部管理態勢の継続的な見直し・強化等を中心に全社を挙げて業務改善に取り組み、お客さまからの信頼の早期回復に努めてまいりました。

また、平成17年4月の合併から3年目をむかえ、経営基盤の安定・発展にも注力し、法人・団体のお客さま向けに、明治安田生命保険相互会社（以下、「明治安田生命」といいます）の生命保険事業とのシナジー効果を発揮して、特色のある付加価値の高い保険サービスをご提供するという経営方針のいっそうの具現化をはかるため、各種の取組みを進めてまいりました。

経営管理面につきましては、平成19年4月に、再査定のお申し出をいただいた場合などの査定結果の適切性を検証する「保険金支払審査会」を新設するとともに、保険金のお支払いに関する不服のお申し出（当社のご説明ではご納得いただけない場合）について、お客さまから直接、第三者（社外弁護士）に申し立てることができる「保険金支払に関する不服申立制度」を新設いたしました。また、財務報告の適正性確保にかかわる取組みとして、内部統制の整備・高度化の根幹となる「内部統制システムの基本方針」を平成19年9月に改定し、内部統制システムの整備を推し進め、経営の健全性・適切性の確保に努めてまいりました。

営業面につきましては、親会社である明治安田生命との業務の代理（損害保険募集業務を委託）を基軸とし、法人マーケットにおける販売推進体制を強化するとともに、企業・団体のお客さまにとっての利便性向上への取組みを進めてまいりました。また、平成19年4月より、ご契約をお申込みいただく保険商品が、お客さまのニーズに合った内容であることを、ご契約締結前に、お客さまご自身にご確認いただけるよう「ご契約内容確認シート（意向確認書面）」による確認手続きを実施しております。「保険会社向けの総合的な監督指針」では、事業活動に伴い事業者が被る損害をてん補する保険商品は、意向確認書面の適用対象となっておりますが、当社におきましては、企業・団体のお客さまを中心に保険サービスをご提供していることから、幅広く意向確認の実施に努めております。

商品・サービス面につきましては、お客さまニーズに的確に対応すべく、当社の特長である、企業・団体のお客さまの福利厚生制度をサポートする傷害保険等の福利厚生制度関連商品、ならびに企業の経営にかかわる諸リスクへの解決策（ソリューション）をご提案する取引信用保険や会社役員賠償責任保険（D&O保険）等のリスクソリューション®型商品の充実に努めてまいりました。

また、「お客さまの声」をより積極的にサービス改善等に反映させ、お客さま満足度をいっそう向上させるため、お客さまアンケートやお客さまからのお申し出（ご意見、苦情等）の分析等を実施してまいりました。あわせて、お客さまからのお申し出（ご意見、苦情等）の件数、主な内容に加え、不服申立件数、付随的な保険金の支払漏れ件数等を積極開示するとともに、いち早く「お支払いに該当しない」と判断した件数・事例等の開示を実施するなど、情報開示にも努めてまいりました。

損害サービス面につきましては、平成19年3月末で調査を完了した付随的な保険金の支払漏れ等にかかわるお客さまへの追加お支払いの手続き等を最優先に誠意をもって進めるとともに、再発防止にむけて、保険金支払管理態勢の抜本的見直しに取り組んでまいりました。具体的には、チェック機能の強化や点検態勢の見直し、保険金支払事務フローや規程・マニュアル等の見直し、システムや帳票等の改定等を実施いたしております。

資産運用面につきましては、金利リスク、信用リスク、流動性リスクを十分考慮しながら国債等の公社債中心の投資を行ない、安定収益の確保に努めるとともに、金利リスクを中心とする市場関連リスクの把握・分析、資産の自己査定の厳正な実施等を通じて資産の健全性維持をはかってまいりました。

○事業の成果

以上のような取組みを行なった結果、平成19年度の事業の成果は次のとおりであります。

損益につきましては、保険引受収益が158億55百万円、資産運用収益が9億15百万円となり、経常収益は167億76百万円となりました。一方、保険引受費用が104億52百万円、資産運用費用が23百万円、営業費及び一般管理費が47億53百万円となり、経常費用は153億4百万円となりました。

この結果、経常利益は前期に比べて76百万円増加し、14億72百万円となりました。

経常利益に特別利益、特別損失、法人税及び住民税および法人税等調整額を加減した当期純利益は、前期に比べて11億36百万円減少し、12億58百万円となりました。

保険引受の概況は次のとおりであります。

保険引受収益のうち、正味収入保険料は前期に比べて3億57百万円減少し、139億29百万円となりました。保険引受費用のうち正味支払保険金は54億37百万円となり、これに損害調査費を加えた正味損害率は44.5%となりました。また保険引受に係る営業費及び一般管理費については46億52百万円となった結果、正味事業費率は52.3%となりました。これらに積立保険料等運用益、支払備金繰入額、責任準備金戻入額などを加減し、保険引受利益は前期に比べて93百万円減少し、7億73百万円となりました。

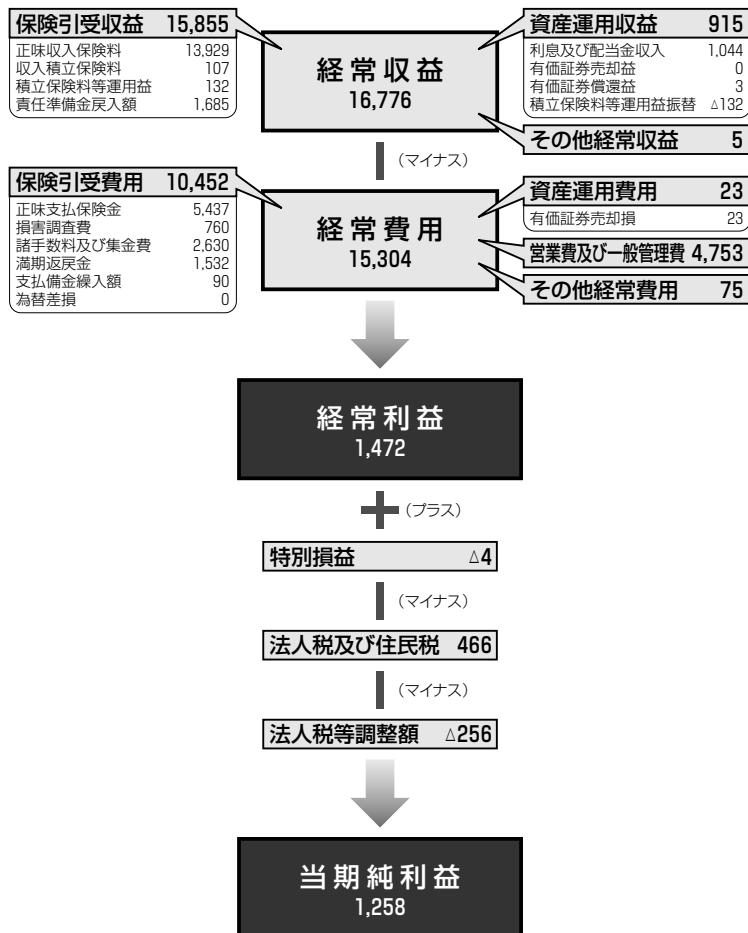
主な保険種目の状況は次のとおりであります。

火災保険：正味収入保険料は3億83百万円となりました。正味支払保険金は2億10百万円で、正味損害率は78.5%であります。

傷害保険：正味収入保険料は110億55百万円となりました。正味支払保険金は29億34百万円で、正味損害率は30.8%であります。

<決算のながれ>

(単位：百万円)



その他の保険：その他の保険は、自動車損害賠償責任保険、労働者災害補償責任保険、賠償責任保険などが主なものであり、正味収入保険料は24億89百万円となりました。正味支払保険金は22億92百万円で、正味損害率は100.2%であります。

資産運用の概況は次のとおりであります。

平成20年3月31日現在の総資産は989億18百万円となりました。このうち運用資産は932億31百万円となりました。

総資産に対する運用資産の比率は94.3%であります。資産の主な内訳は、国債463億88百万円、地方債123億74百万円、社債267億73百万円、預貯金37億0百万円などであります。また、利息及び配当金収入は10億44百万円となりました。

○対処すべき課題

保険金のお支払いにつきましては、保険会社の基本的かつ最も重要な機能であるとの認識のもと、引き続き、保険金支払管理態勢の見直しを中心とした内部管理態勢の再構築に取り組んでまいります。

また、保険募集・保険引受につきましては、火災保険等の適正な募集態勢等にかかる点検を速やかに完了するよう努め、保険料の返還が必要となるお客さまへ誠意ある手続きを進めてまいります。加えて、点検結果および発生原因分析をふまえて、保険募集・保険引受態勢のさらなる改善・強化はもとより、各業務について、お客さまの視点に立脚した商品・サービス両面での、品質向上への取組みを推進してまいります。

なお、「お客さまの声（ご意見、苦情等）」については、お客さま満足度向上の観点から、内容分析とサービス改善等への積極的な反映を行なうとともに、内容の公表など、積極的な情報開示にも引き続き努めてまいります。

これらの取組みにより、「お客さまを大切にできる会社」を実現し、お客さま・社会からの信頼回復に努めてまいります。

2 主要な業務の状況を示す指標（直近5事業年度）

（単位：百万円）

項目	年度				
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	旧安田ライフ損保		明治安田損保		
正味収入保険料 （対前期増減率）	14,637 （△8.8%）	10,965 （△25.1%）	14,207 （△15.0%）	14,287 （0.6%）	13,929 （△2.5%）
経常収益	16,342	12,833	17,203	16,838	16,776
経常利益	1,758	2,470	900	1,395	1,472
当期純利益	1,734	1,355	866	2,395	1,258
資本金の額 （発行済株式総数）	22,000 （40万株）	22,000 （40万株）	52,000 （40万株）	52,000 （40万株）	52,000 （40万株）
純資産額	29,733	31,179	68,009	70,494	72,007
総資産額 （うち積立勘定）	43,833 （1,031）	44,601 （960）	96,913 （7,632）	98,371 （6,547）	98,918 （4,872）
責任準備金残高	9,863	9,117	22,158	20,801	19,116
貸付金残高	14	12	488	150	21
有価証券残高	33,509	33,923	75,913	86,409	85,639
ソルベンシー・マージン比率	3,651.5%	3,891.6%	4,510.6%	5,713.7%	6,342.6%
配当性向	—	—	—	—	—
従業員数	201名	73名	120名	162名	154名

（注）1. 当社は、平成17年4月1日付けで旧安田ライフ損害保険株式会社と旧明治損害保険株式会社が合併し、発足しています。平成17年度の対前期増減率については、平成16年度の旧安田ライフ損害保険株式会社と旧明治損害保険株式会社両社の計数の合算値による増減率を記載しています。

2. 当社は、合併前の平成16年1月以降、自動車保険および個人契約の取扱いを収束させるなど、合併前後において業容を変更しており、平成16年度の従業員数にその影響が反映されております。

(単位：百万円)

項目	年度	
	平成 15 年度	平成 16 年度
	旧明治損保	
正味収入保険料 (対前期増減率)	19,144 (△4.8%)	5,752 (△70.0%)
経常収益	28,277	15,049
経常利益	5,574	1,415
当期純利益	5,535	795
資本金の額 (発行済株式総数)	30,000 (50万株)	30,000 (50万株)
純資産額	36,065	37,089
総資産額 (うち積立勘定)	60,451 (8,200)	53,172 (7,296)
責任準備金残高	17,247	11,388
貸付金残高	1,049	795
有価証券残高	48,233	43,368
ソルベンシー・マージン比率	2,990.4%	3,317.4%
配当性向	—	—
従業員数	197名	105名

3 業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

1. 保険料・一人当たり保険料

① 正味収入保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
		金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
火 災		719	5.1	594	4.2	383	2.8
海 上		58	0.4	74	0.5	58	0.4
傷 害		10,618	74.7	11,058	77.4	11,055	79.4
自 動 車		△7	△0.1	△13	△0.1	△19	△0.1
自動車損害賠償責任		1,266	8.9	1,040	7.3	957	6.9
そ の 他		1,551	10.9	1,531	10.7	1,493	10.7
合 計		14,207	100.0	14,287	100.0	13,929	100.0

(注) 正味収入保険料は、元受・受再契約に係る収入保険料から出再契約に係る支払再保険料を控除したものです。

② 元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
		金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
火 災		1,244	8.5	1,098	7.2	695	4.7
海 上		8	0.1	42	0.3	6	0.0
傷 害		11,011	75.4	11,541	75.8	11,571	78.1
自 動 車		△0	△0.0	△0	△0.0	△0	△0.0
自動車損害賠償責任		△0	△0.0	△0	△0.0	—	—
そ の 他		2,342	16.0	2,538	16.7	2,539	17.1
合 計		14,606	100.0	15,221	100.0	14,812	100.0
うち収入積立保険料		363	2.5	273	1.8	107	0.7
従業員一人当たり元受正味保険料 (含む収入積立保険料)		121		93		96	

(注) 1. 元受正味保険料 (含む収入積立保険料) は、元受保険料から元受解約返戻金・その他返戻金を差し引いた金額です。(積立保険の積立保険料部分を含みます。)

2. 従業員一人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料) = $\frac{\text{元受正味保険料 (含む収入積立保険料)}}{\text{従業員数}}$

2. 受再正味保険料の額及び支払再保険料の額

①受再正味保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災		70	4.5	61	4.7	49	4.1
海 上		55	3.5	47	3.7	60	5.0
傷 害		0	0.0	△0	△0.0	—	—
自 動 車		7	0.5	3	0.3	2	0.2
自動車損害賠償責任		1,266	80.4	1,040	80.5	957	79.5
そ の 他		175	11.1	140	10.9	133	11.1
合 計		1,574	100.0	1,293	100.0	1,203	100.0

②支払再保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災		233	14.5	291	14.9	253	12.8
海 上		4	0.3	14	0.8	7	0.4
傷 害		392	24.4	483	24.7	515	26.1
自 動 車		14	0.9	17	0.9	22	1.1
自動車損害賠償責任		△0	△0.0	△0	△0.0	—	—
そ の 他		965	59.9	1,147	58.7	1,179	59.6
合 計		1,610	100.0	1,954	100.0	1,978	100.0

3. 解約返戻金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
		火 災	467	313
海 上	10	9	6	
傷 害	19	22	28	
自 動 車	0	0	0	
自動車損害賠償責任	29	27	25	
そ の 他	20	15	23	
合 計		546	387	388

(注) 解約返戻金は、元受解約返戻金、受再解約返戻金及び積立解約返戻金の合計額を表示しています。

4. 正味支払保険金の額及び元受正味保険金の額

①正味支払保険金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
		金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
火 災		303	5.8	259	5.0	210	3.9
海 上		34	0.7	57	1.1	44	0.8
傷 害		1,972	37.7	2,568	49.3	2,934	54.0
自 動 車		1,339	25.6	785	15.1	802	14.8
自動車損害賠償責任		1,250	23.9	1,228	23.6	1,115	20.5
そ の 他		337	6.4	313	6.0	330	6.1
合 計		5,237	100.0	5,213	100.0	5,437	100.0

(注) 正味支払保険金は、元受正味保険金と他の保険会社へ再保険で支払った受再保険金の合計額から、出再先の保険会社から受け取る回収再保険金を控除した保険金です。

②元受正味保険金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
		金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
火 災		333	8.1	311	6.9	240	5.0
海 上		0	0.0	17	0.4	15	0.3
傷 害		2,004	48.6	2,736	60.7	3,030	62.5
自 動 車		1,446	35.1	1,093	24.3	1,224	25.3
自動車損害賠償責任		0	0.0	0	0.0	—	—
そ の 他		340	8.2	349	7.7	336	6.9
合 計		4,125	100.0	4,508	100.0	4,847	100.0

5. 受再正味保険金の額及び回収再保険金の額

①受再正味保険金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
		金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
火 災		0	0.0	—	—	—	—
海 上		36	2.4	41	3.2	29	2.3
傷 害		0	0.0	0	0.0	—	—
自 動 車		18	1.2	7	0.6	5	0.4
自動車損害賠償責任		1,250	82.9	1,228	94.3	1,115	84.9
そ の 他		201	13.4	25	2.0	163	12.4
合 計		1,507	100.0	1,302	100.0	1,314	100.0

②回収再保険金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
		金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
火 災		31	7.9	52	8.7	29	4.1
海 上		1	0.4	0	0.2	0	0.1
傷 害		32	8.2	168	28.1	96	13.3
自 動 車		125	31.8	315	52.7	428	59.1
自動車損害賠償責任		0	0.1	0	0.1	—	—
そ の 他		204	51.7	61	10.2	169	23.4
合 計		395	100.0	598	100.0	724	100.0

6. 保険引受利益

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
保 險 引 受 収 益	16,033	16,088	15,855
保 險 引 受 費 用	11,234	11,216	10,452
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	4,826	4,052	4,652
そ の 他 収 支	3	47	22
保 險 引 受 利 益	△23	866	773

(注) 1. 上記営業費及び一般管理費は、損益計算書に記載の平成17年度4,942百万円、平成18年度4,154百万円、平成19年度4,753百万円のうち保険引受に係る金額です。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額等です。

【保険種目別保険引受利益】

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
火 災	△723	△237	△862
海 上	9	△92	8
傷 害	1,344	2,417	2,204
自 動 車	△449	△1,057	△384
自 動 車 損 害 賠 償 責 任	—	—	—
そ の 他	△204	△162	△192
合 計	△23	866	773

IV
主
要
な
関
連
事
務
に
関
する
事
項

7. 公共債の窓販実績

該当事項ありません。

(2) 保険契約に関する指標

1. 契約者配当

積立保険（貯蓄型保険）では、保険期間が終了し満期を迎えられたご契約者に対して、満期返戻金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利率を上回った場合には、毎月の満期契約毎に契約者配当金を計算してお支払いいたします。

なお、平成19年度に満期を迎えられたご契約につきましては、長引く低金利情勢の影響もあり、契約者配当金はございませんでした。

2. 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災	50.3	96.7	147.0	55.1	108.4	163.4	78.5	289.6	368.2
海 上	59.0	44.8	103.8	78.7	66.1	144.8	77.4	38.6	116.0
傷 害	22.5	46.6	69.0	28.2	42.2	70.4	30.8	44.7	75.5
自 動 車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	98.9	3.7	102.6	118.3	2.1	120.4	116.5	—	116.5
そ の 他	25.5	96.0	121.5	24.2	72.3	96.5	28.0	76.6	104.7
合 計	42.5	51.8	94.3	45.6	46.8	92.4	44.5	52.3	96.8

- (注) 1. 正味損害率 = $\frac{\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}}{\text{正味収入保険料}}$
 2. 正味事業費率 = $\frac{\text{諸手数料及び集金費} + \text{保険引受に係る営業費及び一般管理費}}{\text{正味収入保険料}}$
 3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

3. 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災	34.6	73.2	107.8	115.6	86.1	201.7	△3.4	200.2	196.8
海 上	41.1	39.8	81.0	123.7	56.4	180.0	31.2	36.6	67.8
傷 害	23.8	46.9	70.7	34.7	42.3	77.1	35.7	44.0	79.7
(医 療)				(42.1)			(44.5)		
(が ん)				(—)			(—)		
(介 護)				(—)			(—)		
(そ の 他)				(32.7)			(33.0)		
自 動 車	2,168.7	623.5	2,792.1	67,852.2	19,727.2	87,579.5	42,230.2	3,220.7	45,451.0
そ の 他	26.3	64.8	91.1	17.9	47.4	65.4	33.9	47.3	81.2
合 計	28.5	52.8	81.3	40.8	46.8	87.6	39.4	50.8	90.2

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 2. 発生損害率 = $\frac{\text{出再控除前の発生損害額} + \text{損害調査費}}{\text{出再控除前の既経過保険料}}$
 3. 事業費率 = $\frac{\text{支払諸手数料及び集金費} + \text{保険引受に係る営業費及び一般管理費}}{\text{出再控除前の既経過保険料}}$
 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額

4. 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：%)

区 分 \ 年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
国 内 契 約	100.0	100.0	100.0
海 外 契 約	0.0	0.0	—

(注) 上表は、収入保険料（元受正味保険料（除く収入積立保険料）と受再正味保険料の合計）について国内契約及び海外契約の割合を記載しております。

5. 出再を行った再保険者の数

区 分 \ 年 度	平成18年度	平成19年度
出再先保険会社の数	16 (1)	13 (1)

(注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象にしています。
2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

6. 出再保険料の上位5社の割合

区 分 \ 年 度	平成18年度	平成19年度
出再保険料のうち 上位5社の出再先に集中している割合(%)	77.18 (100)	75.14 (99.16)

(注) ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

7. 出再保険料の格付ごとの割合

年 度 \ 格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・ 不明・BB以下)	合計
平成19年度	100% (100%)	0% (0%)	0% (0%)	100% (100%)
平成18年度	100% (100%)	0% (0%)	0% (0%)	100% (100%)

(注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。格付区分は、スタンダード&プアーズ(S&P)の格付を使用しています。
2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

8. 未収再保険金の額

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
① 年度開始時の未収再保険金		75 (0)	106 (0)	148 (11)
② 当該年度に回収できる事由が発生した額		383 (0)	595 (40)	720 (26)
③ 当該年度回収等		351 (0)	553 (29)	816 (24)
④ ①+②-③=年度末の未収再保険金		106 (0)	148 (11)	53 (13)

(注) 1. 地震・自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いております。

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

(3) 経理に関する指標

1. 保険契約準備金

① 支払備金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成 17 年度末	平成 18 年度末	平成 19 年度末
火 災		137	198	175
海 上		21	70	43
傷 害		1,630	2,287	2,877
自 動 車		2,105	1,548	934
自動車損害賠償責任		457	418	375
そ の 他		298	351	558
合 計		4,650	4,874	4,964

② 責任準備金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成 17 年度末	平成 18 年度末	平成 19 年度末
火 災		10,797	9,140	7,636
海 上		36	47	56
傷 害		6,767	6,962	6,880
自 動 車		1,285	1,284	1,284
自動車損害賠償責任		1,929	1,870	1,847
そ の 他		1,340	1,495	1,411
合 計		22,158	20,801	19,116

2. 責任準備金積立水準

区 分		平成18年度末	平成19年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
3. 積立率 = (実際に積立している普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)~(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
- (3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

3. 引当金明細表

①平成19年度

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末 残高	平成19年度 増加額	平成19年度減少額		平成19年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	0	0	—	0
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
退職給付引当金	3	—	—	3	—
賞与引当金	158	129	158	—	129
価格変動準備金	17	16	17	—	16
合 計	179	146	175	3	146

②平成18年度

(単位：百万円)

区 分	平成17年度末 残高	平成18年度 増加額	平成18年度減少額		平成18年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	0	0	—	0
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
退職給付引当金	2	0	—	—	3
賞与引当金	126	158	126	—	158
価格変動準備金	30	17	30	—	17
合 計	159	176	156	—	179

4. 貸付金償却の額

該当事項ありません。

5. 資本金等明細表

①平成19年度

(単位：百万円)

区 分		平成18年度末 残高	平成19年度 増加額	平成19年度 減少額	平成19年度末 残高
資 本 金		52,000	—	—	52,000
うち既発行株式	普通株式	(400,000株) 52,000	(—) —	(—) —	(400,000株) 52,000
	(資本準備金) 株式払込剰余金	8,730	—	—	8,730
資本準備金及び その他資本剰余金	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	合 計	8,730	—	—	8,730
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	—	—	—	—
	(任意積立金)	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

②平成18年度

(単位：百万円)

区 分		平成17年度末 残高	平成18年度 増加額	平成18年度 減少額	平成18年度末 残高
資 本 金		52,000	—	—	52,000
うち既発行株式	普通株式	(400,000株) 52,000	(—) —	(—) —	(400,000株) 52,000
	(資本準備金) 株式払込剰余金	8,730	—	—	8,730
資本準備金及び その他資本剰余金	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	合 計	8,730	—	—	8,730
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	—	—	—	—
	(任意積立金)	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

6. 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	131百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額0百万円

(注) 地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

7. 事業費の内訳

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
人 件 費		1,749	1,813	1,934
物 件 費		3,756	3,455	3,402
税 金		230	174	169
拠 出 金		0	△0	0
負 担 金		8	7	7
計		5,745	5,450	5,514
(損 害 調 査 費)		(802)	(1,296)	(760)
(営 業 費 及 び 一 般 管 理 費)		(4,942)	(4,154)	(4,753)
諸手数料及び集金費		2,532	2,639	2,630
事 業 費 合 計		8,277	8,090	8,145

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。

8. 売買目的有価証券運用損益

該当事項ありません。

9. 有価証券売却益

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
国 債 等	179	0	0
株 式	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—
合 計	179	0	0

10. 有価証券売却損

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
国 債 等	121	57	23
株 式	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—
合 計	121	57	23

11. 有価証券評価損

該当事項ありません。

12. 減価償却費明細表

①平成19年度

(単位：百万円)

区 分	取得原価	平成19年度 償却額	償却累計額	平成19年度末 残高	償却累計率(%)
建 物	2,603	82	1,326	1,276	51.0
(営 業 用)	(1,628)	(51)	(829)	(798)	(51.0)
(賃 貸 用)	(975)	(30)	(496)	(478)	(51.0)
その他の有形固定資産	107	12	81	26	75.7
合 計	2,710	95	1,407	1,303	51.9

②平成18年度

(単位：百万円)

区 分	取得原価	平成18年度 償却額	償却累計額	平成18年度末 残高	償却累計率(%)
建 物	2,568	88	1,244	1,324	48.4
(営 業 用)	(1,613)	(55)	(781)	(831)	(48.4)
(賃 貸 用)	(955)	(32)	(463)	(492)	(48.4)
その他の有形固定資産	117	14	82	35	70.1
合 計	2,686	102	1,326	1,359	49.4

13. 不動産・動産の処分損益

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
不 動 産		—	14	—	0	—	—
動 産		—	0	—	—	—	—
その他の有形固定資産		—	—	—	10	—	4
合 計		—	14	—	11	—	4

(4) 資産運用に関する指標

1. 資産運用方針

○運用環境

国内株式は、世界的な景気回復期待や過剰流動性を背景に、7月初めには日経平均株価が18,261.98円と2000年以来となる高値を記録する等、堅調なスタートを切りました。しかし、その後は米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な株価調整の影響等を受け、下落傾向を辿りました。8月中旬に15,000円台前半まで急落した日経平均株価は、9月末には一旦16,000円台後半まで値を戻しましたが、下半期は円キャリー取引の巻戻しに伴う急激な円高の進行や世界的な需給逼迫懸念を背景とした国際商品市況高による企業収益の圧迫等も株価の下押し要因となり、3月中旬にはおよそ2年半ぶりに11,000円台まで下落する場面もみられました。

国内金利は、米国の経済指標改善等FRBの利下げ観測の後退や日銀の早期利上げ観測の高まりを受け、5月中旬以降、長期金利(新発10年国債利回り)は上昇し、一時は2.0%台をうかがう場面もみられました。しかし、その後は米国景気の減速やFRBの利下げなどを背景に米国の長期金利が低下したことから、それに連動するかたちで低下基調を辿りました。さらに、日銀が米国景気の下振れリスクに言及したことや国内景気の先行き不透明感が高まったことにより市場に利下げ観測が台頭し、長期金利の低下に拍車がかかりました。その結果、長期金利は期末には量的緩和政策が実施されていた2005年以来の水準となる1.2%台まで低下しました。

○資産運用方針

資産の運用にあたりましては、安全性・健全性・流動性に留意しつつ、公社債を中心とする円金利資産ポートフォリオの構築をめざし、中長期的に安定収益を確保することを基本方針としております。

また、資産運用に係るリスクにつきましては、金利リスクを中心とした市場関連リスクや信用リスク等の把握・分析、資産の自己査定 of 厳正な実施等を通じて、積立勘定資産を含めた総合的なリスク管理体制の整備・拡充をはかり、資産の健全性の維持に努めております。

○運用実績の概要

平成20年3月31日現在の総資産は989億18百万円、運用資産は932億31百万円で、総資産に対する運用資産の比率は94.3%となっております。

資産の配分につきましては、安定収益確保の観点から、国債、地方債、事業債等を中心とする円金利資産への重点配分を実施いたしました結果、資産の主な内訳は、公社債86.5%、土地・建物3.9%となりました。また、利息および配当金収入は10億44百万円、運用資産利回り(インカム利回り)は1.13%となりました。

2. 現金及び預貯金

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成 17 年度末	平成 18 年度末	平成 19 年度末
現 金		0	0	1
預 貯 金		11,826	2,452	3,700
(郵 便 振 替)		(5)	(6)	(5)
(当 座 預 金)		(119)	(161)	(1,567)
(普 通 預 金)		(11,701)	(2,284)	(2,128)
(通 知 預 金)		(—)	(—)	(—)
(定 期 預 金)		(—)	(—)	(—)
(譲 渡 性 預 金)		(—)	(—)	(—)
合 計		11,826	2,452	3,702

3. 資産運用の概況

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成 17 年度末		平成 18 年度末		平成 19 年度末	
		金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
総 資 産		96,913	100.0	98,371	100.0	98,918	100.0
運 用 資 産		92,235	95.2	92,930	94.5	93,231	94.3
運 用 資 産 内 訳	預 貯 金	11,826	12.2	2,452	2.5	3,700	3.7
	コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—	—	—
	買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—
	債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
	買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
	商 品 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
	金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—
	有 価 証 券 (うち株式)	75,913 (1)	78.3 (0.0)	86,409 (1)	87.8 (0.0)	85,639 (1)	86.6 (0.0)
	貸 付 金	488	0.5	150	0.2	21	0.0
	土 地 ・ 建 物	4,006	4.1	3,917	4.0	3,870	3.9

4. 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
		収入金額	利回り (%)	収入金額	利回り (%)	収入金額	利回り (%)
預 貯 金		0	0.00	0	0.00	0	0.00
コ ー ル ロ ー ン		—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定		—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権		0	0.03	3	0.31	—	—
商 品 有 価 証 券		—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託		—	—	—	—	—	—
有 価 証 券		980	1.32	755	0.91	888	1.04
貸 付 金		12	1.82	7	2.09	1	2.73
土 地 ・ 建 物		150	3.69	137	3.44	151	3.85
小 計		1,144	1.25	903	0.97	1,041	1.13
地震保険運用益等		3	—	4	—	2	—
合 計		1,147	—	908	—	1,044	—

(注) 1. 運用資産利回り(インカム利回り) = $\frac{\text{利息及び配当金収入}}{\text{月平均運用額}}$

2. 月平均運用額は区分毎の各月末残高(取得原価または償却原価)の合計額を12で除したものとしています。ただし、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金および買入金銭債権は各月平均残高の合計額を12で除したものとしています。

時価会計導入を機に、業界として損害保険会社の開示利回りのあり方を見直した結果、従来の運用資産利回り（インカム利回り）のみでは運用の実態を必ずしも適切に反映できないと考え、以下の二つの利回りを開示いたしております。

①資産運用利回り（実現利回り）

資産運用に係る成果を、当期の期間損益（損益計算書）への寄与の観点から示す指標です。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回りです。

②（参考）時価総合利回り

時価ベースでの運用効率を示す指標です。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回りです。

それぞれの利回りにつきましては、P.66の項目5、P.67の項目6を参照ください。

5. 資産運用利回り（実現利回り）

（単位：百万円）

区 分	平成 17 年度			平成 18 年度			平成 19 年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り(%)	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り(%)	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り(%)
預 貯 金	0	10,376	0.00	0	4,476	0.00	0	2,723	0.00
コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	0	1,933	0.03	3	1,152	0.31	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	1,043	74,570	1.40	698	82,942	0.84	869	85,455	1.02
（公 社 債）	(1,029)	(73,944)	(1.39)	(689)	(82,340)	(0.84)	(863)	(85,311)	(1.01)
（株 式）	(—)	(0)	(0.00)	(0)	(1)	(10.00)	(0)	(1)	(13.53)
（外国証券）	(1)	(99)	(1.92)	(1)	(99)	(1.92)	(1)	(99)	(1.92)
（その他の証券）	(11)	(525)	(2.12)	(7)	(500)	(1.52)	(3)	(41)	(9.05)
貸 付 金	12	665	1.82	7	336	2.09	1	55	2.73
土 地 ・ 建 物	150	4,079	3.69	137	3,998	3.44	151	3,918	3.85
金 融 派 生 商 品	—			—			—		
そ の 他	3			4			2		
合 計	1,209	91,625	1.32	851	92,907	0.92	1,024	92,151	1.11

(注) 1. 資産運用利回り(実現利回り) = $\frac{\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用}}{\text{月平均運用額}}$

2. 月平均運用額は区分毎の各月末残高（取得原価または償却原価）の合計額を12で除したものとしています。
ただし、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金および買入金銭債権は各月平均残高の合計額を12で除したものとしています。

6. (参考) 時価総合利回り

(単位：百万円)

区 分	平成 17 年度			平成 18 年度			平成 19 年度		
	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り(%)	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り(%)	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り(%)
預 貯 金	0	10,376	0.00	0	4,476	0.00	0	2,723	0.00
コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	0	1,933	0.03	3	1,152	0.31	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	△722	76,468	△0.94	839	83,074	1.01	1,268	85,728	1.48
（ 公 社 債 ）	(△725)	(75,826)	(△0.96)	(831)	(82,466)	(1.01)	(1,266)	(85,579)	(1.48)
（ 株 式 ）	(—)	(0)	(0.00)	(0)	(1)	(10.00)	(0)	(1)	(13.53)
（ 外 国 証 券 ）	(△1)	(106)	(△1.60)	(1)	(103)	(1.31)	(0)	(102)	(0.84)
（ その他の証券 ）	(4)	(535)	(0.92)	(6)	(504)	(1.28)	(1)	(44)	(2.46)
貸 付 金	12	665	1.82	7	336	2.09	1	55	2.73
土 地 ・ 建 物	150	4,079	3.69	137	3,998	3.44	151	3,918	3.85
金 融 派 生 商 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	3	—	—	4	—	—	2	—	—
合 計	△555	93,523	△0.59	992	93,039	1.07	1,424	92,425	1.54

(注) 時価総合利回り = $\frac{(\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用}) + (\text{当期末評価差額} * - \text{前期末評価差額} *) + \text{繰延ヘッジ損益増減}}{\text{月平均運用額} + \text{その他有価証券に係る前期末評価差額} * + \text{売買目的有価証券に係る前期末評価損益}}$
 * 税効果控除前の金額による

7. 海外投融資残高及び利回り

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成 17 年度末		平成 18 年度末		平成 19 年度末	
		残高	構成比(%)	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
外 貨 建	外 国 公 社 債	—	—	—	—	—	—
	外 国 株 式	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	外 貨 建 資 産 計	—	—	—	—	—	—
円 貨 建	非 居 住 者 貸 付	—	—	—	—	—	—
	外 国 公 社 債	103	100.0	102	100.0	101	100.0
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	円 貨 建 資 産 計	103	100.0	102	100.0	101	100.0
合 計		103	100.0	102	100.0	101	100.0
海 外 投 融 資 利 回 り	運 用 資 産 利 回 り (インカム利回り)	1.92%		1.92%		1.92%	
	資 産 運 用 利 回 り (実現利回り)	1.92%		1.92%		1.92%	
	(参考) 時 価 総 合 利 回 り	△1.60%		1.31%		0.84%	

(注) 1. 運用資産利回り(インカム利回り)は、海外投融資に係る資産について、P.65の項目4と同様の方法により算出したものです。
 2. 資産運用利回り(実現利回り)は、海外投融資に係る資産について、P.66の項目5と同様の方法により算出したものです。
 3. 時価総合利回りは、海外投融資に係る資産について、P.67の項目6と同様の方法により算出したものです。

8. 商品有価証券

該当事項ありません。

9. 保有有価証券

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成 17 年度末		平成 18 年度末		平成 19 年度末	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
国	債	59,685	78.6	69,259	80.2	46,388	54.2
地 方	債	7,494	9.9	8,960	10.4	12,374	14.4
社	債	8,124	10.7	7,582	8.8	26,773	31.3
株	式	1	0.0	1	0.0	1	0.0
外 国	証 券	103	0.1	102	0.1	101	0.1
そ の 他	の 証 券	504	0.7	503	0.6	—	—
合	計	75,913	100.0	86,409	100.0	85,639	100.0

10. 保有有価証券利回り

(単位：%)

区 分	年 度	平成 17 年度			平成 18 年度			平成 19 年度		
		運用資産 利回り (インカム 利回り)	資産運用 利回り (実現 利回り)	(参考) 時価総合 利回り	運用資産 利回り (インカム 利回り)	資産運用 利回り (実現 利回り)	(参考) 時価総合 利回り	運用資産 利回り (インカム 利回り)	資産運用 利回り (実現 利回り)	(参考) 時価総合 利回り
公 社	債	1.31	1.39	△0.96	0.91	0.84	1.01	1.04	1.01	1.48
株	式	0.00	0.00	0.00	10.00	10.00	10.00	13.53	13.53	13.53
外 国	証 券	1.92	1.92	△1.60	1.92	1.92	1.31	1.92	1.92	0.84
そ の 他	の 証 券	1.44	2.12	0.92	1.52	1.52	1.28	—	9.05	2.46
合	計	1.32	1.40	△0.94	0.91	0.84	1.01	1.04	1.02	1.48

- (注) 1. 「区分」欄の「公社債」は貸借対照表の「国債」、「地方債」、及び「社債」を指しています。
 2. 運用資産利回り(インカム利回り)は、P.65の項目4と同様の方法により算出したものです。
 3. 資産運用利回り(実現利回り)は、P.66の項目5と同様の方法により算出したものです。
 4. 時価総合利回りは、P.67の項目6と同様の方法により算出したものです。

11. 有価証券残存期間別残高

①平成19年度末

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合 計
国 債	25,448	7,403	8,689	2,905	1,941	—	46,388
地 方 債	5,184	4,368	1,262	1,558	—	—	12,374
社 債	19,363	3,100	1,826	2,257	225	—	26,773
株 式	—	—	—	—	—	1	1
外国証券	—	101	—	—	—	—	101
(公社債)	(—)	(101)	(—)	(—)	(—)	(—)	(101)
(株式)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	49,996	14,974	11,777	6,721	2,166	1	85,639

②平成18年度末

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合 計
国 債	46,949	4,820	8,851	5,691	2,946	—	69,259
地 方 債	3,411	1,733	1,732	1,094	989	—	8,960
社 債	1,314	3,263	201	2,582	219	—	7,582
株 式	—	—	—	—	—	1	1
外国証券	—	102	—	—	—	—	102
(公社債)	(—)	(102)	(—)	(—)	(—)	(—)	(102)
(株式)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
その他の証券	502	—	—	—	—	0	503
合 計	52,178	9,919	10,785	9,367	4,155	1	86,409

12. 業種別保有株式

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成17年度末			平成18年度末			平成19年度末		
		株数(株)	金額	構成比(%)	株数(株)	金額	構成比(%)	株数(株)	金額	構成比(%)
金融保険業		10	1	100.0	10	1	100.0	18	1	100.0
合 計		10	1	100.0	10	1	100.0	18	1	100.0

(注) 1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。
2. 銀行業、保険業及びその他金融業は金融保険業として記載しています。

13. 貸付金残存期間別残高

①平成 19 年度末

(単位：百万円)

区 分	1 年以下	1 年 超 3 年 以下	3 年 超 5 年 以下	5 年 超 7 年 以下	7 年 超 10 年 以下	10 年 超 (期間の定めのない ものを含む)	合 計
変 動 金 利	—	—	—	—	—	—	—
固 定 金 利	5	—	—	—	—	15	21
合 計	5	—	—	—	—	15	21

(注) 残存期間 1 年以下の貸付金 5 百万円は保険料振替貸付、残存期間 10 年超 (期間の定めのないものを含む) の貸付金 15 百万円は契約者貸付となっております。

②平成 18 年度末

(単位：百万円)

区 分	1 年以下	1 年 超 3 年 以下	3 年 超 5 年 以下	5 年 超 7 年 以下	7 年 超 10 年 以下	10 年 超 (期間の定めのない ものを含む)	合 計
変 動 金 利	—	—	—	—	—	—	—
固 定 金 利	134	—	—	—	—	16	150
合 計	134	—	—	—	—	16	150

(注) 残存期間 1 年以下のうち貸付金 14 百万円は保険料振替貸付、残存期間 10 年超 (期間の定めのないものを含む) の貸付金 16 百万円は契約者貸付で、それ以外は国内企業向け貸付です。

14. 貸付金担保別内訳

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成 17 年度末		平成 18 年度末		平成 19 年度末	
		金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
担 保 貸 付		—	—	—	—	—	—
(有価証券担保貸付)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(不動産・動産・財団担保貸付)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(指名債権担保貸付)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
保 証 貸 付		—	—	—	—	—	—
信 用 貸 付		440	90.0	120	79.5	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	—
一 般 貸 付 計		440	90.0	120	79.5	—	—
(うち劣後特約付貸付)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
約 款 貸 付		48	10.0	30	20.5	21	100.0
合 計		488	100.0	150	100.0	21	100.0

15. 貸付金用途別内訳

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成 17 年度末		平成 18 年度末		平成 19 年度末	
		金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
設 備 資 金		—	—	—	—	—	—
運 転 資 金		440	100.0	120	100.0	—	—
合 計		440	100.0	120	100.0	—	—

16. 貸付金業種別内訳

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成 17 年度末		平成 18 年度末		平成 19 年度末	
		金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
農 林 ・ 水 産 業		—	—	—	—	—	—
鉱 業		—	—	—	—	—	—
建 設 業		—	—	—	—	—	—
製 造 業		—	—	—	—	—	—
卸 ・ 小 売 業		—	—	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業		440	90.0	120	79.5	—	—
不 動 産 業		—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業		—	—	—	—	—	—
運 輸 業		—	—	—	—	—	—
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業		—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業		—	—	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	—
(うち個人住宅・消費者ローン)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
小 計		440	90.0	120	79.5	—	—
公 共 団 体		—	—	—	—	—	—
公 社 ・ 公 団		—	—	—	—	—	—
約 款 貸 付		48	10.0	30	20.5	21	100.0
合 計		488	100.0	150	100.0	21	100.0

(注) 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じています。

17. 貸付金企業規模別内訳

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成 17 年度末		平成 18 年度末		平成 19 年度末	
		金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
大 企 業		440	100.0	120	100.0	—	—
中 堅 企 業		—	—	—	—	—	—
中 小 企 業		—	—	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	—
一 般 貸 付 計		440	100.0	120	100.0	—	—

(注) 1. 大企業とは、資本金 10 億円以上の企業をいいます。

2. 中堅企業とは、『1.の「大企業」』及び『3.の「中小企業」』以外の企業をいいます。

3. 中小企業とは、資本金 3 億円以下の企業をいいます (ただし、卸売業は資本金 1 億円以下、小売業・飲食業・サービス業は資本金 5 千万円以下の企業をいいます)。

18. 貸付金地域別内訳

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成 17 年度末		平成 18 年度末		平成 19 年度末	
		金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
北 海 道		—	—	—	—	—	—
東 北 道		—	—	—	—	—	—
関 東 圏		440	100.0	120	100.0	—	—
中 部 圏		—	—	—	—	—	—
近 畿 圏		—	—	—	—	—	—
中 国 圏		—	—	—	—	—	—
四 国 圏		—	—	—	—	—	—
九 州 圏		—	—	—	—	—	—
合 計		440	100.0	120	100.0	—	—

(注) 1. 保険約款貸付は含みません。
2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

19. 有形固定資産

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成 17 年度末	平成 18 年度末	平成 19 年度末
		土 地	2,593	2,593
(営 業 用)	(1,612)	(1,628)	(1,622)	
(貸 貸 用)	(981)	(965)	(971)	
建 物	1,412	1,324	1,276	
(営 業 用)	(878)	(831)	(798)	
(貸 貸 用)	(534)	(492)	(478)	
建 設 仮 勘 定	—	—	—	
(営 業 用)	(—)	(—)	(—)	
(貸 貸 用)	(—)	(—)	(—)	
合 計	4,006	3,917	3,870	
(営 業 用)	(2,490)	(2,460)	(2,420)	
(貸 貸 用)	(1,515)	(1,457)	(1,449)	
動 産	50	—	—	
その他の有形固定資産	—	35	26	
合 計	4,056	3,952	3,896	

20. 支払承諾の残高内訳

該当事項ありません。

21. 支払承諾見返の担保別内訳

該当事項ありません。

22. 長期性資産

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末
長 期 性 資 産	7,533	6,064	4,701

(注) 長期性資産の金額は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金等の合計額を表示しています。

23. 公共関係投融资（新規引受ベース）

該当事項ありません。

24. 住宅関連融資

該当事項ありません。

25. その他資産

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末
未 収 保 険 料	—	0	0
代 理 店 貸	1,317	1,357	1,420
共 同 保 険 貸	22	28	26
再 保 険 貸	109	134	64
外 国 再 保 険 貸	9	26	5
未 収 金	84	49	35
未 収 収 益	133	107	155
預 託 金	55	0	8
地 震 保 険 預 託 金	414	472	518
仮 払 金	255	330	220
未 収 還 付 法 人 税 等	223	—	—
ソ フ ト ウ ェ ア	2,000	—	—
そ の 他 の 資 産	—	—	—
合 計	4,627	2,508	2,455

26. ローン金利

(単位：%)

貸 付 の 種 類	実 施 日 (上 段) / 利 率 (下 段)					
	平成19年 4月1日	平成19年 4月10日	平成19年 6月8日	平成19年 7月10日	平成19年 9月11日	平成19年 10月10日
一 般 貸 付 標 準 金 利 (長期プライムレート)	2.20	2.25	2.45	2.55	2.25	2.45
	平成19年 11月9日	平成19年 12月11日	平成20年 1月10日	平成20年 2月8日	平成20年 3月11日	
	2.20	2.30	2.10	2.15	2.10	

(5) 特別勘定に関する指標

該当事項ありません。

4 責任準備金の残高の内訳

①平成19年度

(単位：百万円)

種目	区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	災	2,249	672	13	4,654	46	7,636
海上	上	37	19	—	—	—	56
傷害	害	4,050	2,798	—	30	—	6,880
自動車	動車	1	1,282	—	—	—	1,284
自動車損害賠償責任		1,847	—	—	—	—	1,847
その他	の他	664	747	—	—	—	1,411
合計	計	8,849	5,520	13	4,685	46	19,116

②平成18年度

(単位：百万円)

種目	区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	災	2,404	672	—	6,004	60	9,140
海上	上	30	16	—	—	—	47
傷害	害	4,488	2,442	—	32	—	6,962
自動車	動車	1	1,282	—	—	—	1,284
自動車損害賠償責任		1,870	—	—	—	—	1,870
その他	の他	804	691	—	—	—	1,495
合計	計	9,598	5,105	—	6,037	60	20,801

5 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
平成19年度	5,755	3,222	3,705	△1,172
平成18年度	5,585	2,832	3,291	△538

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●自動車

(単位：百万円)

事故発生年度		平成18年度			平成19年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	0			0		
	1年後	0	—	0			
	2年後						
	3年後						
	4年後						
最終損害見積り額		0			0		
累計保険金		0			0		
支払備金		0			0		

●傷害

(単位：百万円)

事故発生年度		平成18年度			平成19年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	2,951			3,282		
	1年後	2,869	0.972	△82			
	2年後						
	3年後						
	4年後						
最終損害見積り額		2,869			3,282		
累計保険金		2,340			1,461		
支払備金		528			1,820		

●賠償責任

(単位：百万円)

事故発生年度		平成18年度			平成19年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	87			21		
	1年後	110	1.267	23			
	2年後						
	3年後						
	4年後						
最終損害見積り額		110			21		
累計保険金		92			11		
支払備金		17			9		

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。
 4. 本表は平成18年度からの開示であるため、「累計保険金+支払備金」の数値のうち網掛け部分については該当がありません。

1 計算書類

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	平成18年度 (平成19年3月31日現在)		平成19年度 (平成20年3月31日現在)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
(資産の部)				
現金及び預貯金	2,452	2.49	3,702	3.74
現金	0		1	
預貯金	2,452		3,700	
有価証券	86,409	87.84	85,639	86.58
国債	69,259		46,388	
地方債	8,960		12,374	
社債	7,582		26,773	
株式	1		1	
外国証券	102		101	
その他の証券	503		—	
貸付金	150	0.15	21	0.02
保険約款貸付	30		21	
一般貸付	120		—	
有形固定資産	3,952	4.02	3,896	3.94
土地	2,593		2,593	
建物	1,324		1,276	
その他の有形固定資産	35		26	
無形固定資産	1,995	2.03	2,188	2.21
ソフトウェア	1,944		2,137	
その他の無形固定資産	50		50	
その他資産	2,508	2.55	2,455	2.48
未収保険料	0		0	
代理店貸	1,357		1,420	
共同保険貸	28		26	
再保険貸	134		64	
外国再保険貸	26		5	
未収金	49		35	
未収収益	107		155	
預託金	0		8	
地震保険預託金	472		518	
仮払金	330		220	
繰延税金資産	902	0.92	1,014	1.03
貸倒引当金	△0	△0.00	△0	△0.00
資産の部合計	98,371	100.00	98,918	100.00

(単位：百万円)

科 目	平成18年度 (平成19年3月31日現在)		平成19年度 (平成20年3月31日現在)	
	金 額	構成比 ^(%)	金 額	構成比 ^(%)
(負債の部)				
保険契約準備金	25,676	26.10	24,080	24.34
支払備金	4,874		4,964	
責任準備金	20,801		19,116	
その他負債	2,022	2.06	2,684	2.71
共同保険借	40		35	
再保険借	54		30	
外国再保険借	111		145	
未払法人税等	39		498	
預り金	133		145	
前受収益	12		13	
未払金	1,272		1,365	
仮受金	356		449	
退職給付引当金	3	0.00	—	—
賞与引当金	158	0.16	129	0.13
特別法上の準備金	17	0.02	16	0.02
価格変動準備金	17		16	
負債の部合計	27,877	28.34	26,910	27.21
(純資産の部)				
資本金	52,000	52.86	52,000	52.57
資本剰余金	8,730	8.87	8,730	8.83
資本準備金	8,730		8,730	
利益剰余金	9,589	9.75	10,848	10.97
その他利益剰余金	9,589		10,848	
繰越利益剰余金	9,589		10,848	
株主資本合計	70,319	71.48	71,578	72.36
その他有価証券評価差額金	174	0.18	428	0.43
評価・換算差額等合計	174	0.18	428	0.43
純資産の部合計	70,494	71.66	72,007	72.79
負債及び純資産の部合計	98,371	100.00	98,918	100.00

(注) 1. 会計方針に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
- ① その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行なっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
- ② その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行なっております。
- (2) 有形固定資産の減価償却は定率法により行なっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法により行なっております。
- (3) 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法によっております。
- (4) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。
- 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。
- また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、勘定科目主管部が資産査定を実施し、当該部から独立した検査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- (5) 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
- (6) 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- (7) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (8) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。
- なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
2. 当期より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。
- 当該変更に伴う、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。
3. 当期より、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、損害調査費並びに営業費及び一般管理費に含めて計上しております。
- 当該変更に伴う、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。
4. 有形固定資産の減価償却累計額は1,407百万円であります。
5. 関係会社に対する金銭債権の総額は9百万円、金銭債務の総額は1,213百万円であります。
6. 繰延税金資産の総額は3,185百万円、繰延税金負債の総額は243百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は1,927百万円であります。
- 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳は、責任準備金2,540百万円、支払備金282百万円及びソフトウェア279百万円であります。
- 繰延税金負債の発生的主要原因別内訳は、その他有価証券に係る評価差額金243百万円であります。
7. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、複写機並びに印刷機及びシュレッダーの一部についてはリース契約により使用しております。
8. (1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|-------------------------------|----------|
| 支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く） | 5,914百万円 |
| 同上にかかる出再支払備金 | 1,325百万円 |
| 差引(イ) | 4,589百万円 |
| 地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ) | 375百万円 |
| 計(イ+ロ) | 4,964百万円 |
- (2) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|---------------------|-----------|
| 普通責任準備金（出再責任準備金控除前） | 8,062百万円 |
| 同上にかかる出再責任準備金 | 1,579百万円 |
| 差引(イ) | 6,483百万円 |
| その他の責任準備金(ロ) | 12,632百万円 |
| 計(イ+ロ) | 19,116百万円 |
9. 1株当たりの純資産額は180,018円34銭であります。
- 算定上の基礎である純資産額は72,007百万円、普通株式の期末株式数は400千株であります。
10. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
11. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成 18 年度 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	平成 19 年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
	経 常 収 益		16,838
保 険 引 受 収 益		16,088	15,855
正 味 収 入 保 険 料		14,287	13,929
収 入 積 立 保 険 料		273	107
積 立 保 険 料 等 運 用 益		171	132
責 任 準 備 金 戻 入 額		1,356	1,685
資 産 運 用 収 益		737	915
利 息 及 び 配 当 金 収 入		908	1,044
有 価 証 券 売 却 益		0	0
有 価 証 券 償 還 益		—	3
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替		△171	△132
そ の 他 経 常 収 益		12	5
経 常 費 用		15,442	15,304
保 険 引 受 費 用		11,216	10,452
正 味 支 払 保 険 金		5,213	5,437
損 害 調 査 費		1,296	760
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		2,639	2,630
満 期 返 戻 金		1,843	1,532
支 払 備 金 繰 入 額		223	90
為 替 差 損		0	0
資 産 運 用 費 用		57	23
有 価 証 券 売 却 損		57	23
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		4,154	4,753
そ の 他 経 常 費 用		14	75
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		0	0
そ の 他 の 経 常 費 用		14	75
経 常 利 益		1,395	1,472
特 別 利 益		13	0
特 別 法 上 の 準 備 金 戻 入 額		13	0
価 格 変 動 準 備 金		13	0
特 別 損 失		11	4
固 定 資 産 処 分 損		11	4
税 引 前 当 期 純 利 益		1,397	1,468
法 人 税 及 び 住 民 税		3	466
法 人 税 等 調 整 額		△1,001	△256
当 期 純 利 益		2,395	1,258

(注) 1. 関係会社との取引による収益総額は89百万円、費用総額は1,355百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	15,908百万円
支払再保険料	1,978百万円

差引 13,929百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	6,161百万円
回収再保険金	724百万円

差引 5,437百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	2,917百万円
出再保険手数料	286百万円

差引 2,630百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	54百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△78百万円

差引(イ) 133百万円

地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(口)	△43百万円
----------------------------------	--------

計(イ+口) 90百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	△572百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	198百万円

差引(イ) △771百万円

その他の責任準備金繰入額(口)	△914百万円
-----------------	---------

計(イ+口) △1,685百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	888百万円
貸付金利息	1百万円
不動産賃貸料	151百万円
その他利息・配当金	2百万円

計 1,044百万円

3. 1株当たりの当期純利益の額は3,146円40銭であります。

算定上の基礎である当期純利益および普通株式に係る当期純利益は1,258百万円、普通株式の期中平均株式数は400千株であります。

潜在株式調整後1株当たりの当期純利益の額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 貸借対照表の推移

(単位：百万円)

科 目		平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末
資 産 の 部	現金及び預貯金	11,826	2,452	3,702
	有 価 証 券	75,913	86,409	85,639
	貸 付 金	488	150	21
	不動産及び動産	4,056	—	—
	有形固定資産	—	3,952	3,896
	無形固定資産	—	1,995	2,188
	その他資産	4,627	2,508	2,455
	繰延税金資産	—	902	1,014
	貸倒引当金	△0	△0	△0
	資産の部合計	96,913	98,371	98,918
負 債 及 び 資 本 の 部	保険契約準備金	26,808	25,676	24,080
	その他負債	1,888	2,022	2,684
	退職給付引当金	2	3	—
	賞与引当金	126	158	129
	特別法上の準備金	30	17	16
	価格変動準備金	30	17	16
	繰延税金負債	48	—	—
	負債の部合計	28,903	27,877	26,910
	資 本 金	52,000	—	—
	資本剰余金	8,730	—	—
利益剰余金 (当期純利益)	7,194 (866)	— (—)	— (—)	
株式等評価差額金	84	—	—	
資本の部合計	68,009	—	—	
負債及び資本の部合計	96,913	—	—	
負 債 及 び 純 資 産 の 部	資 本 金	—	52,000	52,000
	資本剰余金	—	8,730	8,730
	利益剰余金 (繰越利益剰余金)	— (—)	9,589 (9,589)	10,848 (10,848)
	株主資本合計	—	70,319	71,578
	その他有価証券評価差額金	—	174	428
	評価・換算差額等合計	—	174	428
	純資産の部合計	—	70,494	72,007
	負債及び純資産の部合計	—	98,371	98,918

4. 損益計算書の推移

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
経 常 収 益		17,203	16,838	16,776
保 険 引 受 収 益		16,033	16,088	15,855
正 味 収 入 保 険 料		14,207	14,287	13,929
収 入 積 立 保 険 料		363	273	107
積 立 保 険 料 等 運 用 益		174	171	132
支 払 備 金 戻 入 額		1,286	—	—
責 任 準 備 金 戻 入 額		—	1,356	1,685
為 替 差 益		0	—	—
資 産 運 用 収 益		1,157	737	915
利 息 及 び 配 当 金 収 入		1,147	908	1,044
有 価 証 券 売 却 益		179	0	0
有 価 証 券 償 還 益		3	—	3
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替		△174	△171	△132
そ の 他 経 常 収 益		13	12	5
経 常 費 用		16,303	15,442	15,304
保 険 引 受 費 用		11,234	11,216	10,452
正 味 支 払 保 険 金		5,237	5,213	5,437
損 害 調 査 費		802	1,296	760
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		2,532	2,639	2,630
満 期 返 戻 金		1,009	1,843	1,532
支 払 備 金 繰 入 額		—	223	90
責 任 準 備 金 繰 入 額		1,652	—	—
為 替 差 損		—	0	0
資 産 運 用 費 用		121	57	23
有 価 証 券 売 却 損		121	57	23
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		4,942	4,154	4,753
そ の 他 経 常 費 用		4	14	75
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		—	0	0
そ の 他 の 経 常 費 用		4	14	75
経 常 利 益		900	1,395	1,472
特 別 利 益		0	13	0
貸 倒 引 当 金 戻 入 額		0	—	—
特 別 法 上 の 準 備 金 戻 入 額		—	13	0
価 格 変 動 準 備 金		—	13	0
特 別 損 失		29	11	4
不 動 産 動 産 処 分 損		14	—	—
固 定 資 産 処 分 損		—	11	4
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額		15	—	—
価 格 変 動 準 備 金		15	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益		870	1,397	1,468
法 人 税 及 び 住 民 税		3	3	466
法 人 税 等 調 整 額		—	△1,001	△256
当 期 純 利 益		866	2,395	1,258
前 期 繰 越 利 益		5,531	—	—
合 併 に よ る 未 処 分 利 益 受 入 額		795	—	—
当 期 未 処 分 利 益		7,194	—	—

5. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成 18 年度 (平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで)	平成 19 年度 (平成 19 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		1,397	1,468
減価償却費		905	717
支払備金の増加額		223	90
責任準備金の増加額		△1,356	△1,685
貸倒引当金の増加額		0	0
退職給付引当金の増加額		0	△3
賞与引当金の増加額		32	△29
価格変動準備金の増加額		△13	△0
利息及び配当金収入		△908	△1,044
有価証券関係損益		56	19
有形固定資産関係損益		10	1
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額		△704	△715
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額		123	199
小計		△232	△981
利息及び配当金の受取額		995	1,032
法人税等の支払額		△3	△4
営業活動によるキャッシュ・フロー		759	45
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△168,669	△145,021
有価証券の売却・償還による収入		158,205	146,135
貸付けによる支出		△36	△25
貸付金の回収による収入		375	155
II ① 小計		△10,123	1,244
(I + II ①)		(△9,364)	(1,289)
有形固定資産の取得による支出		△9	△39
投資活動によるキャッシュ・フロー		△10,133	1,204
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー		-	-
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-
V 現金及び現金同等物の増加額		△9,374	1,249
VI 現金及び現金同等物期首残高		11,826	2,452
VII 現金及び現金同等物期末残高		2,452	3,702

(注) 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得から満期日または償還日までの期間が3ヵ月以内の定期預金等の短期投資からなっております。

6. 株主資本等変動計算書

平成19年度（自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
前事業年度末残高	52,000	8,730	8,730	9,589	9,589	70,319	174	174	70,494
当事業年度変動額									
当期純利益	—	—	—	1,258	1,258	1,258	—	—	1,258
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	254	254	254
当事業年度変動額合計	—	—	—	1,258	1,258	1,258	254	254	1,513
当事業年度末残高	52,000	8,730	8,730	10,848	10,848	71,578	428	428	72,007

(注) 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項は以下のとおりであります。

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式	400,000	—	—	400,000
普通株式	400,000	—	—	400,000
合計	400,000	—	—	400,000

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成18年度（自平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
前事業年度末残高	52,000	8,730	8,730	7,194	7,194	67,924	84	84	68,009
当事業年度変動額									
当期純利益	—	—	—	2,395	2,395	2,395	—	—	2,395
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	89	89	89
当事業年度変動額合計	—	—	—	2,395	2,395	2,395	89	89	2,484
当事業年度末残高	52,000	8,730	8,730	9,589	9,589	70,319	174	174	70,494

(注) 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項は以下のとおりであります。

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式	400,000	—	—	400,000
普通株式	400,000	—	—	400,000
合計	400,000	—	—	400,000

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

【利益処分計算書】

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成17年度
当期未処分利益		7,194
利益処分量		—
次期繰越利益		7,194

7. 1 株当たり当期純利益等

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1株当たり配当額		—	—	—
1株当たり当期純利益		2,167円43銭	5,987円63銭	3,146円40銭
配当性向		—	—	—

8. 1 株当たり純資産額

区 分	年 度	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末
1株当たり純資産額		170,023円76銭	176,235円08銭	180,018円34銭

9. 一人当たり総資産

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末
従業員一人当たり総資産		807	607	642

(注) 従業員一人当たり総資産 = $\frac{\text{総資産}}{\text{従業員数}}$

2 リスク管理債権

破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権、貸付条件緩和債権はありません。

3 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況（保険金信託業務を行う場合）

該当事項ありません。

4 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成 18 年度	平成 19 年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		—	—
危 険 債 権		—	—
要 管 理 債 権		—	—
正 常 債 権		151	21
合 計		151	21

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立てにより経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権の額です。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権の額です。
3. 要管理債権
3ヵ月以上延滞貸付金（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金（1.及び2.に掲げる債権を除く。）。以下同じ。）及び条件緩和貸付金（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（1.及び2.に掲げる債権並びに3ヵ月以上延滞貸付金を除く。）の額です。
4. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権の額です。

5 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

ソルベンシー・マージン比率

（単位：百万円、％）

	平成18年度 (平成19年3月31日現在)	平成19年度 (平成20年3月31日現在)
(A) ソルベンシー・マージン総額	82,097	85,309
資本金又は基金等	70,319	71,578
価格変動準備金	17	16
危険準備金	—	13
異常危険準備金	5,579	6,040
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額×90% (評価損の場合は100%)	245	605
土地の含み損益×85% (評価損の場合は100%)	490	850
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
意図的保有による控除額	—	—
その他	5,443	6,204
(B) リスクの合計額	2,873	2,690
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$		
一般保険リスク (R ₁)	1,079	1,050
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	—	—
予定利率リスク (R ₃)	4	6
資産運用リスク (R ₄)	910	1,095
経営管理リスク (R ₅)	67	65
巨大災害リスク (R ₆)	1,390	1,101
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	5,713.7	6,342.6

(注) 1. 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。なお、「資本金又は基金等」は、純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を控除した額であり、平成18年度末は「純資産の部合計（社外流出予定額、繰延資産及び評価・換算差額等を除く）」と表記していたものであります。

2. 平成19年度末から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されております。このため、平成18年度末と平成19年度末の数値はそれぞれ異なる基準によって算出されております。

〈ソルベンシー・マージン比率〉

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上表の(B)）に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）です。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

- ① 保険引受上の危険：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く。）
（一般保険リスク）
（第三分野保険の保険リスク）
- ② 予定利率上の危険：積立保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
（予定利率リスク）
- ③ 資産運用上の危険：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
（資産運用リスク）
- ④ 経営管理上の危険：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
（経営管理リスク）
- ⑤ 巨大災害に係る危険：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
（巨大災害リスク）

・「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の資本・基金（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、有価証券・土地の含み益の一部等の総額であります。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

6 時価情報等

1. 有価証券に係る時価情報

1 売買目的有価証券

該当事項ありません。

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの

(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの

(単位：百万円)

種 類	年 度	平成18年度 (平成19年3月31日現在)			平成19年度 (平成20年3月31日現在)		
		取得原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
公 社 債	株 式	39,724	40,088	364	43,845	44,604	758
外 国 証 券	の 他	99	102	2	99	101	1
そ の 他		500	502	2	—	—	—
合 計		40,324	40,693	369	43,945	44,705	759

(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

(単位：百万円)

種 類	年 度	平成18年度 (平成19年3月31日現在)			平成19年度 (平成20年3月31日現在)		
		取得原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
公 社 債	株 式	45,795	45,699	△96	41,012	40,924	△87
外 国 証 券	の 他	—	—	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		45,795	45,699	△96	41,012	40,924	△87

4 当会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	年 度	平成18年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			平成19年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
		売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
そ の 他 有 価 証 券		3,824	0	57	3,139	0	23

5 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(1) 満期保有目的の債券
該当事項ありません。

(2) その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	年 度	平成18年度	平成19年度
		(平成19年3月31日現在)	(平成20年3月31日現在)
公 社 債		14	7
株 式		1	1
外 国 証 券		—	—
そ の 他		0	—

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(単位：百万円)

種 類	年 度	平成18年度				平成19年度			
		(平成19年3月31日現在)				(平成20年3月31日現在)			
		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債		46,949	13,672	8,637	—	25,448	16,092	4,846	—
地 方 債		3,411	3,465	2,083	—	5,184	5,630	1,558	—
社 債		1,314	3,465	2,802	—	19,363	4,927	2,482	—
外 国 証 券		—	102	—	—	—	101	—	—
そ の 他		502	—	—	—	—	—	—	—
合 計		52,178	20,705	13,523	—	49,996	26,752	8,888	—

2. 金銭の信託に係る時価情報

該当事項ありません。

3. デリバティブ取引情報

以下のものを含めて、該当事項ありません。

保険業法に規定する金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券関連デリバティブ取引（以下に掲げるものを除く）、金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等及び金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る）

7 その他

当社では、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、計算書類及びその附属明細書について、「会社法第436条第2項第1号」の規定に基づき、あずさ監査法人の会計監査を受けており、適正である旨の証明を受けております。

8 財務諸表の正確性・内部監査の有効性についての代表者確認書

当社は、財務諸表の記載事項が適正であること、財務諸表作成に係る内部監査が有効であることを代表者（代表取締役社長）が確認しております。

確 認 書

平成20年6月27日

明治安田損害保険株式会社

代表取締役社長 山本 和雄 ⑩

1. 私は、当社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの事業年度に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
2. 当社は、以下の体制を構築し、これが適切に機能する環境を整備することにより、財務諸表等の適正性の確保を図っております。
 - (1) 財務諸表等の作成にあたって、その業務分担と所管部署が明確化されており、所管部署において適切な業務体制を整備しております。
 - (2) 内部監査部門が所管部署における内部管理体制について検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
 - (3) 重要な経営情報については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。
3. なお、当社は内部統制委員会を開催し、財務諸表等が適正に表示されていることを確認いたしました。

以 上

【か行】

価格変動準備金

保険会社が保有する株式等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。資産の一定割合を積み立て、株式等の売買等による損失の額が株式等の売買等による利益の額を超える場合は、その差額を取り崩します。

過失相殺

損害額から被害者側の過失に相当する額を差し引くことをいいます。

自動車事故は一方だけの不注意でなく、双方の不注意が重なって起きることが多いため、被害者にも過失がある場合、公平性の観点からその加害者の過失部分を減額することをいいます。

急激かつ偶然な外来の事故

突発的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外部的からの作用によるものをいいます。これらの条件を満たす事故としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。

共同保険契約

リスク分散その他の事情から、1つの損害保険契約を複数の保険会社が共同で引き受ける契約形態をいいます。

契約者配当金

積立保険の満期時（または積立期間満了時）に、積立保険料の運用利回りが予定利回りを超えた場合、満期返戻金（または積立期間満了時返戻金）と同時に保険契約者に支払われる配当金のことをいいます。

契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約がはじめからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反などの場合の解除は契約の当初まで遡らず、将来に向かってのみ効力を生じるように規定しています。

契約の更改

既に保険契約に加入済みの保険の目的（対象）について、保険期間の終了に際して引き続き新しい保険契約を締結し直すことをいいます。

契約の失効

広い意味では保険契約の終了を意味し、狭い意味では当事者の意思によらないで保険契約が効力を失うことを意味しています。保険会社が負担する保険事故以外の事由によって、保険の目的が消滅した場合は、その保険契約は将来に向かって失効します。

告知義務

保険契約締結の際、保険契約者・被保険者が重要な事項（申込書の記載事項）について正しく保険会社に告げる義務のことをいいます。

この重要な事項について事実と異なることを申し出た場合には、契約を解除されたり、事故があっても保険金が支払われないこともあります。

【さ行】

再調達価額

保険契約の対象であるものと同じものを再取得または再購入するために必要な額をいいます。

→ 時価

再保険（再保）

保険会社が引き受けた保険契約の一部または全部を、他の保険会社に引き受けてもらうことをいいます。例えば、石油コンビナート等の巨額保険契約は、一保険会社では一度大事故が起これば数百億円の保険金を支払わなければならない、保険会社の経営を危うくします。そこで、保険会社はこのような危険に対して一定額以上の支払いを他の保険会社に転嫁し危険の大きさを分散し、1件あたりの支払額を平均化します。これによって保険会社の経営の安定に資することが、再保険の目的です。

再保険に出すことを出再、逆に再保険を受けることを受再といえます。

再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に引き受けてもらうときに支払う保険料のことをいいます。

時価（額）

再調達価額から経過年数や使用消耗による減価を差し引いた額のことです。

→ 保険価額

事業費

保険会社の事実上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」等を総称していいます。

地震保険料控除制度

地震保険に加入している場合の保険料が一定額を限度として所得税法上および地方税法上の課税所得から控除される制度をいいます。

※国税は平成19年分以後の所得税、地方税は平成20年度分以後の個人住民税について適用されます。

また、「損害保険料控除制度」は平成18年12月末をもって廃止となりました（経過措置を除きます）。

質権設定

債権者が債務者の担保物を占有し、その物につき他の債権者に先だって自分の債権の弁済をうける権利を質権といえます。

保険会社では、銀行等（債権者）が融資した保険契約者・被保険者（債務者）からの補償物として、建物に付けられている火災保険の保険金請求権に、質権を設定するための承認をしています。これを質権設定といえます。

支払備金

決算日まで発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。責任準備金とともに保険契約準備金を構成しています。

→ 保険契約準備金

正味収入保険料

保険契約者からいただいた保険料（元受保険料）から再保険料を加減（出再保険料を控除し、受再保険料を加える）、諸返戻金を控除し、さらに積立保険の積立部分の保険料を控除した保険料をいいます。

責任準備金

将来おこりうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金のことをいい、以下のものがあります。

- ①普通責任準備金（決算後に残された、次年度以降の保険期間の債務に備えて積み立てるもの）
- ②異常危険準備金（異常災害による損害のてん補に充てるため積み立てるもの）
- ③危険準備金（保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため積み立てるもの）
- ④払戻積立金、契約者配当準備金（積立保険において、満期返戻金、契約者配当金として返戻すべき保険料中の払戻部分、およびその運用益を積み立てるもの）

全損

火災保険の目的が全焼となった場合や、自動車の車両保険において車が事故等で修理不能になった場合、あるいは修理費が保険価額を上回る場合をいいます。

保険者（保険会社）は、保険価額と保険金額のどちらか低い方を支払い、免責金額は差し引きません。

全部保険

保険金額が保険の対象となる物の価額と等しい場合をいいます。「全部保険」の場合は、事故時には損害額に応じた損害保険金が支払われます。

損害てん補

保険契約者に対して、損害発生時に保険会社がその損害を負担することをいいます。比例てん補方式と実損てん補方式があります。比例てん補は保険価額に対する保険金額の割合をもって損害をてん補することに対し、実損てん補は保険金額が保険価額の一定割合以上のときは保険金額を限度として実損害額をてん補することをいいます。

損害保険契約者保護機構

保険業法に基づき設立された法人です。経営破綻した損害保険会社の保険契約者を保護し、これにより損害保険事業に対する信頼を維持することを目的としています。

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき設立された「自動車保険料率算定会」と「損害保険料率算定会」が統合して平成14年に発足した特殊法人で、自動車保険・自動車損害賠償責任保険、火災保険・傷害保険に関する保険料率の算出および金融庁長官に対する保険料率の届出ならびに自動車損害賠償責任保険の損害調査業務を主要な業務としています。

損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は、正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

【た行】

第三分野

第一分野（終身保険などの生命保険）・第二分野（自動車保険・火災保険などの損害保険）のどちらにも属さない傷害・疾病・介護などの保険分野のことをいいます。

大数の法則

ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればされるほど、ある事象の発生する確率が一定値に近づくことを大数の法則といいます。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

超過保険・一部保険

保険金額を保険価額よりも超過して定めた契約を超過保険といいます。

保険価額を超過する保険金額部分については、保険契約が無効となります。

火災の居住建物および収容家財の契約については、超過部分に対する保険料は返還します。

これに対して、一部保険は保険金額を保険価額よりも低く定めた契約をいいます。この場合、保険金は、損害額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じた額のみが支払われます。このため、損害額の一部は被保険者負担となります。

→ 比例てん補

重複保険

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通とする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が保険価額を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

通知義務

契約締結後、申込書（証券）の記載事項に変更が生じた場合、保険会社に対して、変更した事実を書面等で申し出いただく必要があります。これは、保険契約者・被保険者の義務の一つとなっています。

積立勘定

積立保険（貯蓄型保険）において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことをいいます。

積立保険

火災保険などの補償機能に加え、満期時には満期返戻金を支払うという貯蓄機能もあわせ持った長期の保険で、補償内容や貯蓄機能の多様化により、各種の積立商品があります。

【は行】

被保険者

被保険利益を持つ者を被保険者といい、保険の補償を受ける人をいいます。

普通は保険契約者と同じになりますが、保険契約者と異なる場合（他人のためにする契約）もあります。

→ 被保険利益

被保険利益

保険の目的に起こり得る損害に対して、被保険者の持っている何らかの経済上の利害関係を被保険利益といいます。火災保険においては、原則として被保険利益は所有者としての利益と一致します。

比例てん補

損害が発生したとき、保険金額が保険価額を下回っている場合は一部保険となり、その不足する割合に応じて保険金を削減してお支払いすることをいいます。

分損

部分的損害のことをいいます。全損（経済的全損を含む）以外の損害をいいます。

法律によって加入が義務づけられている保険

「自動車損害賠償保障法」にもとづく自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）などがあります。

保険価額

被保険利益の価額、すなわち被保険利益を金銭に評価した額をいいます。

一般的に火災保険では、保険の目的の時価額、自動車保険ではご契約の自動車の時価額をいいます。

保険期間

保険会社の担保責任が発生してから終了するまでの期間をいいます。保険期間は通常1年であり、一般的には証券に記載された初日の午後4時に始まり、末日（満期日）の午後4時に終わります。旅行傷害保険など午前0時に始まり午後12時に終わるものもあります。

貨物保険では、航海中が保険期間となります。

保険業法

保険事業の監督法規と保険事業を営む者の組織およびその行為に関する規定を含む昭和14年制定（平成8年改正）の法律のことをいいます。保険事業が健全に運営されることにより、保険契約者等を保護するために定められています。

保険金

保険事故により損害が生じた時に、そのてん補として支払われる金銭のことをいいます。てん補金ともいいます。原則として被保険者に対して支払われます。

保険金額

保険会社が損害のてん補として給付すべき金額の最高限度として保険契約者との間に約定されている金額をいい、付保額ともいいます。

保険契約者

保険の申込人のことで、保険者（保険会社）を相手として、保険契約を締結する者で、保険者に対して保険料を支払う義務を負う人をいいます。

保険契約準備金

保険契約にもとづく保険金支払いなどの責任を果たすため、保険業法および同施行規則は、保険会社に特有な準備金を定めています。

これには、支払備金および責任準備金があります。

- 支払備金
- 責任準備金

保険事故

保険会社が、保険金支払いの責任を負うに至るべき原因となる事実（事故）をいいます。保険事故は発生が不確定（偶然）なものでなければなりません。

保険の目的

保険の対象物件のことをいいます。保険の目的は通常、動産、不動産ですが、債権保全火災保険の場合は債権が目的となります。

保険引受利益

保険引受による利益のことをいいます。具体的には、保険引受に係る収益から保険引受に係る費用を差引いたものです。

保険約款

保険契約の基本的な内容を明文化したもので、いわば保険の商品内容です。約款には普通保険約款、特別約款・特約条項があり、普通保険約款は、それぞれの種目に標準的に適用される契約条項です。特別約款・特約条項は、普通保険約款の規定を一部変更・削除または追加する場合に用いられる契約条項です。

保険料

いわゆる掛金のことをいいます。偶然に起こる事故や事件の損失について補償を得るために、保険契約者から保険会社へ支払われる対価のことをいいます。

保険料即収の原則

保険契約締結時に保険料を全額領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払契約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

【ま行】

マリン (marine) ・ノンマリン (non-marine)

マリンとは、主に海上保険のことをいいます。具体的には、船舶保険と貨物海上保険であり、貨物海上保険は外航（海外貿易の貨物を扱うもの）と内航（国内の海上輸送の貨物を扱うもの）とに分かれます。この他運送保険があり、これは陸上の運送貨物を扱うので海上危険を補償する保険ではありませんが、引受形態が貨物海上保険に類似しているため、わが国ではマリン部門で扱っています。なお、マリン保険（船舶保険、貨物海上保険、運送保険）を除いた火災・自動車・新種保険などを全部まとめてノンマリン保険といいます。ノンマリン保険とは、英語のnon-marineで、「非海上」という意味です。

満期返戻金

長期総合保険や積立生活総合保険等の積立保険で保険期間が満了し、保険契約者が保険料全額の払込みを完了した時に支払われるよう、予め約定された金額をいいます。

→ 契約者配当金

免責

保険者（保険会社）が負担すべき責任を免除される事由として、法律や約款に定められたものをいいます。例えば、保険契約者の故意または重大な過失、戦争、内乱等による損害、地震、噴火による損害等が該当します。

→ 免責条項

免責期間

保険者（保険会社）が負担すべき責任を免除される期間のことです。その期間内の事故は、保険金の支払い対象にはなりません。

免責金額

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の小損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがあります。

免責条項

保険約款の条文中、「保険金を支払わない場合」や「てん補しない損害」などの表現で記載されているものです。保険会社が免責される危険や事由について定めた条項のことをいいます。

元受保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約についての再保険契約に対して、そのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の保険契約者と契約する保険のすべてをさす場合があります。

明治安田損害保険の現状

明治安田損害保険株式会社 企画部

〒101-0048 東京都千代田区神田司町二丁目11番地1

電話 03-3257-3111 (代表)

〔お客さま窓口〕 ご照会等は、下記までお願いいたします。

明治安田損害保険 お客さま相談室 電話 03-3257-3120

インターネット・ホームページ <http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>

